

(案)

# 足立区

## 障がい者計画

～あだちノーマライゼーション推進プランⅡ～

(平成24年度～29年度)

## 第3期障がい福祉計画

(平成24年度～26年度)

【報告】

平成24年2月

# 【 目 次 】

ページ番号

## 第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の背景	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	計画の策定体制	4

## 第2章 障がい者をめぐる状況と実態

1	国・東京都の動向	5
2	足立区の障がい者手帳所持者数の推移	6
3	足立区的主要福祉サービスの利用状況	7
4	足立区障がい者計画等作成のためのアンケート分析結果	9
5	障がい者団体、家族会、区内社会福祉法人ヒアリング結果	11

## 第3章 障がい者計画

1	障がい者施策の体系	12
2	施策における重点課題	13
	【施策1】 社会参加の促進	14
	【施策2】 地域生活支援サービスの充実	18
	【施策3】 保健・医療サービスの充実	33
	【施策4】 地域居住の場の確保	37
	【施策5】 障がい児療育・支援体制の整備	39
	【施策6】 就労支援の充実と雇用促進	46
	【施策7】 バリアフリー社会実現への基盤整備	50

## 第4章 第3期障がい福祉計画

1	基本的な考え方	56
2	事業計画	57
3	重点的な取り組み項目について	76
	事業計画一覧	79

## 資料編

足立区第1期・第2期障がい福祉計画実績一覧	81
-----------------------	----

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の背景

今、障がい福祉をめぐる動向は大きな転換期を迎えています。

足立区では、平成12年に「地域保健福祉計画 ー障がい施策ー」を策定し、ノーマライゼーションの理念のもとに「障がい者が安心して住み続けられるまちをめざして」という目標を掲げ、障がいの有無に関わらず、誰もが自己選択と自己決定の下に様々な活動に参画し、自立した生活を送ることができるよう取り組んできました。

障がい福祉施策は、平成15年4月の支援費制度による契約制度への移行、平成18年4月の障害者自立支援法の施行により制度が大きく変わってきました。

現在、国は障害者自立支援法に代わるものとして、平成25年までに障害者総合福祉法(仮称)を制定するための検討を行っています。その間、地域での障がい者の生活向上を図るために、平成22年12月に自立支援法等の一部が改正されました。

また、平成23年8月に「障害者基本法」が改正され、平成24年10月には「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行が予定されています。これらの法律の改正により、区市町村の役割が益々大きくなります。

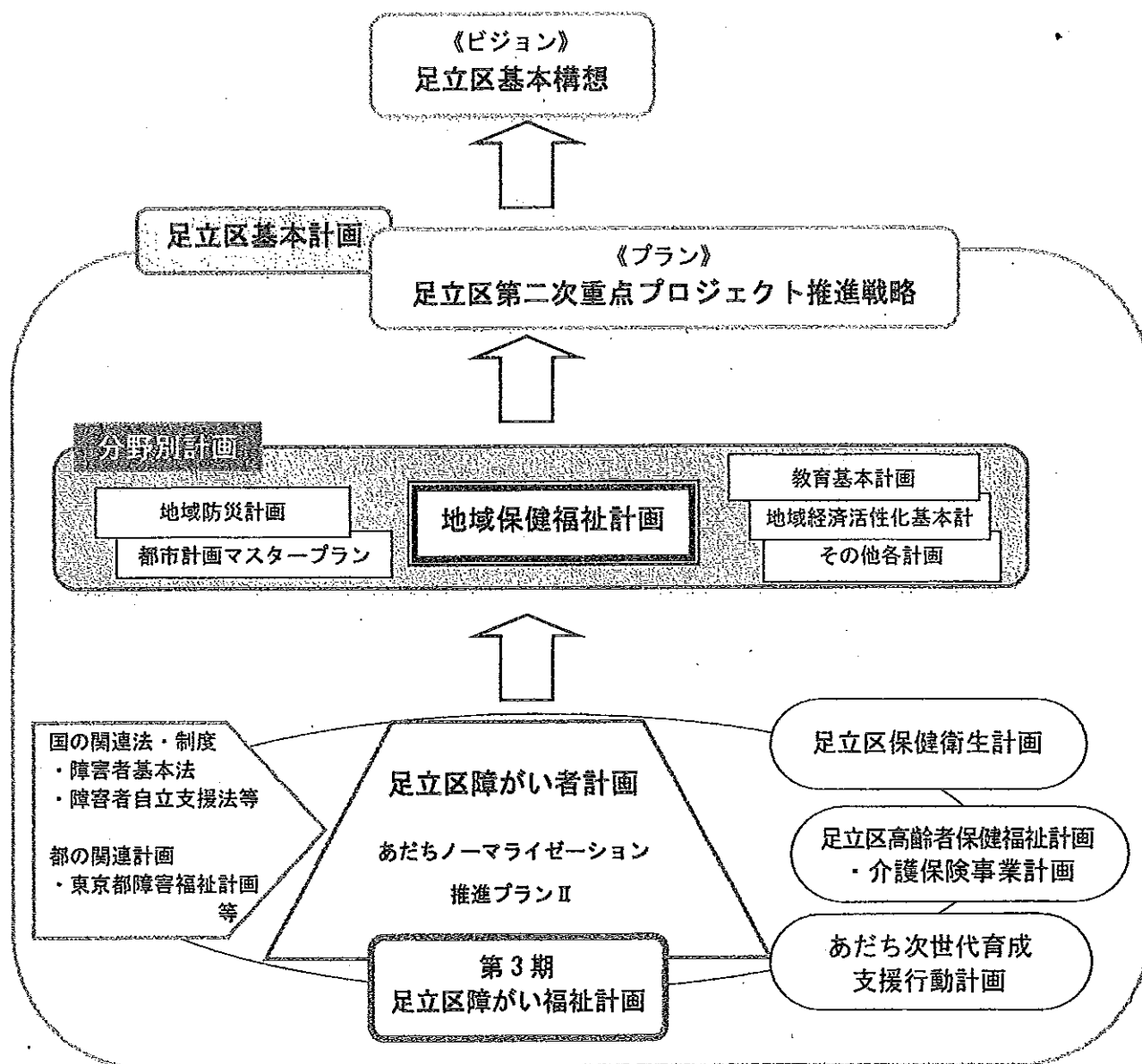
一方、発達障がいや高次脳機能障がいへの支援など新たな取り組みや就労支援等、これまで以上の充実が求められています。このように障がい者を取りまく状況が変化する中、一人ひとりの障がい者が、自らの能力を高め自立を目指せるように、「足立区障がい者計画 ～あだちノーマライゼーション推進プランⅡ～」と「第3期障がい福祉計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、「足立区地域保健福祉計画」の一環として障がい者の施策全般と障がい福祉サービスに関する区の取り組みをまとめるものです。

また、障害者基本法、障害者自立支援法等の法令や東京都の障害者計画・障害者福祉計画等の関連個別計画との整合性をはかって策定しています。

(図1) 他の計画との関係



### 3 計画の期間

この計画は、国が策定した基本指針を踏まえ、障害者基本法に基づく「障がい者計画」(6カ年計画)と、障害者自立支援法に基づく「第3期障がい福祉計画」(3カ年計画)とします。

#### 障がい者計画(障害者基本法第11条第3項)

区が障がい施策全般をどのように推進していくかを定めるもので、施策全体にかかわる広範囲な計画。

#### 障がい福祉計画(障害者自立支援法第87条、88条第1項)

障害者自立支援法の対象となるサービスなどについて、区としての必要量を数値目標として持ち、それをどのように実現していくのかを定める計画。

#### <計画期間>

平成 18 年	20 年	23 年	26 年	29 年
障がい者計画 (18~23 年度) ~あだちノーマライゼーション推進プランⅠ~		障がい者計画 (24~29 年度) ~あだちノーマライゼーション推進プランⅡ~		
第 1 期 障がい福祉計画 (18~20 年度)	第 2 期 障がい福祉計画 (21~23 年度)	第 3 期 障がい福祉計画 (24~26 年度)		

### 4 計画の策定体制

#### (1) 庁内の「障がい者計画策定検討委員会」

策定にあたっては、庁内に「障がい者計画策定検討委員会」を設置し、障害者自立支援法改正への対応の準備と並行しながら、検討してきました。

#### (2) 各種協議会等

地域自立支援協議会で意見をいただきました。さらに福祉・保健・医療分野の専門家、学識経験者ならびに区民代表で構成する足立区地域保健福祉推進協議会及び同協議会介護保険・障がい福祉専門部会で検討しました。

#### (3) アンケート調査の実施

福祉サービスの利用状況やニーズを把握するために、サービスの利用者を対象としたアンケート調査を実施しました。

#### (4) 障がい者団体、関係機関へのヒアリング

区内の障がい者団体や施設を運営する社会福祉法人から、足立区の障がい福祉についてのご意見をいただきました。

#### (5) パブリックコメントの実施

区ホームページに掲載し、幅広く区民からの意見・要望をいただきました。

## 第2章 障がい者をめぐる状況と実態

### 1 国・東京都の動向

#### (1) 国の動向

平成21年12月、国は、障害者の権利に関する条約（「障害者権利条約」）締結をめぐり、障がい者制度の改革について集中的に検討するため「障害者制度改革推進本部」を設置するとともに、その中に障がい者施策の推進に関する意見をまとめる「障害者制度改革推進会議」を設置しました。

平成22年4月からは、「障害者制度改革推進会議」の中に「障害者制度改革推進会議総合福祉部会」を設け、現行の障害者自立支援法に代わる「障害者総合福祉法（仮称）」（平成25年8月までの施行をめぐす）の検討が進められています。

平成23年8月、「障害者制度改革推進会議総合福祉部会」は、「障害者総合福祉法（仮称）」の骨格提言をまとめ、答申しました。

#### (2) 東京都の動向

東京都は、平成19年度からの東京都障害者計画及び平成21年度からの第2期東京都障害福祉計画に基づき、利用者本位の福祉改革に即し、各障がい特性を踏まえた独自の先駆的施策を推進するとして、下記の施策目標を掲げ、障がい者への支援を行ってきました。

- ① 地域における自立生活を支える仕組みづくり
- ② 社会で生きる力を高める支援
- ③ 当たり前になれる社会の実現
- ④ バリアフリー社会の実現
- ⑤ サービスを担う人材の養成・確保

現在、平成24年度からの東京都障害者計画及び第3期東京都障害福祉計画の策定に向け、下記の5点を新たな施策目標とし、障がい者への支援にあたるとしています。

- ① 区市町村による一元的・総合的なサービス提供体制の整備
- ② 施設入所・入院から地域生活への移行促進
- ③ 日常生活を支えるサポート体制の整備
- ④ 就労支援の充実・強化
- ⑤ サービスを担う人材の養成・確保

## 2 足立区の障がい者手帳所持者数の推移

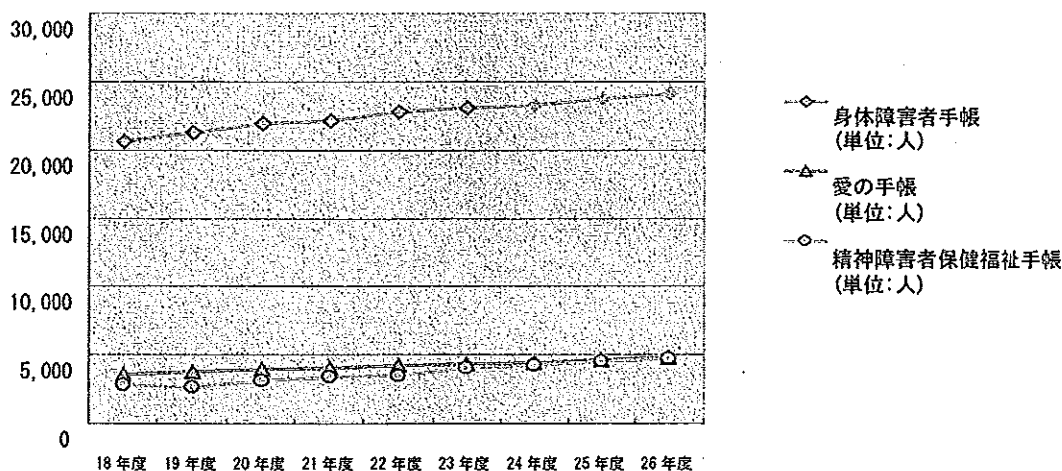
足立区の障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳で毎年2%程度、愛の手帳（知的障がい者）で毎年4%程度、精神障害者保健福祉手帳で毎年8%程度増加しており、今後も同程度の伸びが予想されます。

（手帳所持者の単位:人）

手帳所持者数	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
身体障害者手帳	20,616 (100%)	21,333 (103%)	21,911 (106%)	22,185 (107%)	22,851 (110%)	23,053 (111%)	23,296 (113%)	23,708 (115%)	24,120 (117%)
愛の手帳	3,622 (100%)	3,770 (104%)	3,942 (108%)	4,101 (113%)	4,265 (117%)	4,348 (120%)	4,491 (124%)	4,636 (128%)	4,781 (132%)
精神障害者保健福祉手帳	2,856 (100%)	2,664 (93%)	3,110 (108%)	3,431 (120%)	3,506 (122%)	4,043 (141%)	4,256 (149%)	4,512 (157%)	4,740 (165%)

※（ ）内は、18年度に対する割合

※24～26年は推測値

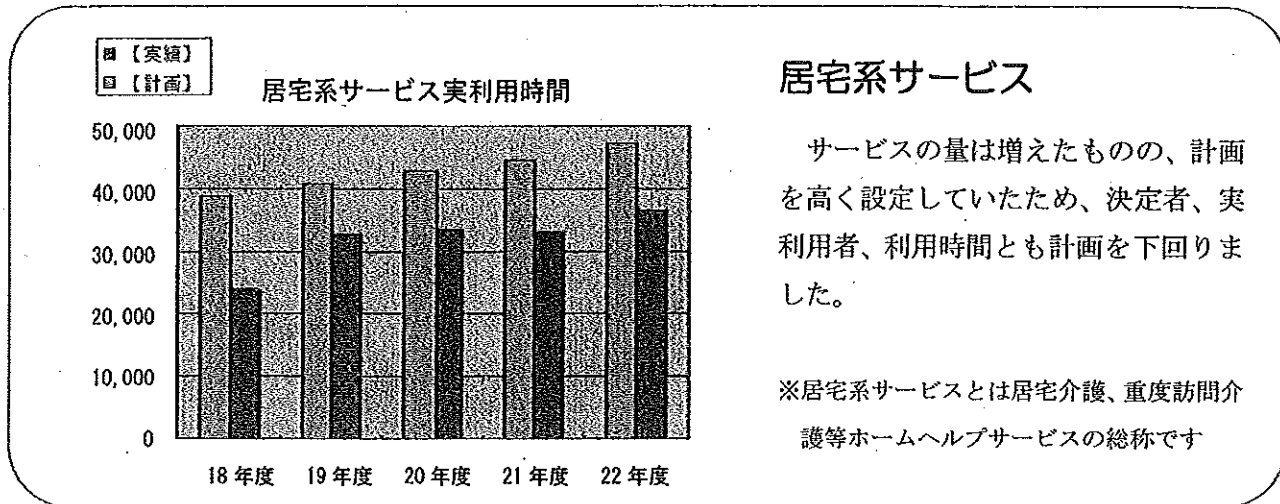


※身体障害者手帳と愛の手帳は、各年度4月1日時点の実績値（23年度のみ7月14日時点の実績値）

※精神障害者保健福祉手帳の有効期限は2年間のため、所持者数は前年度と前々年度交付件数の合計値

### 3 足立区の主な福祉サービス利用状況

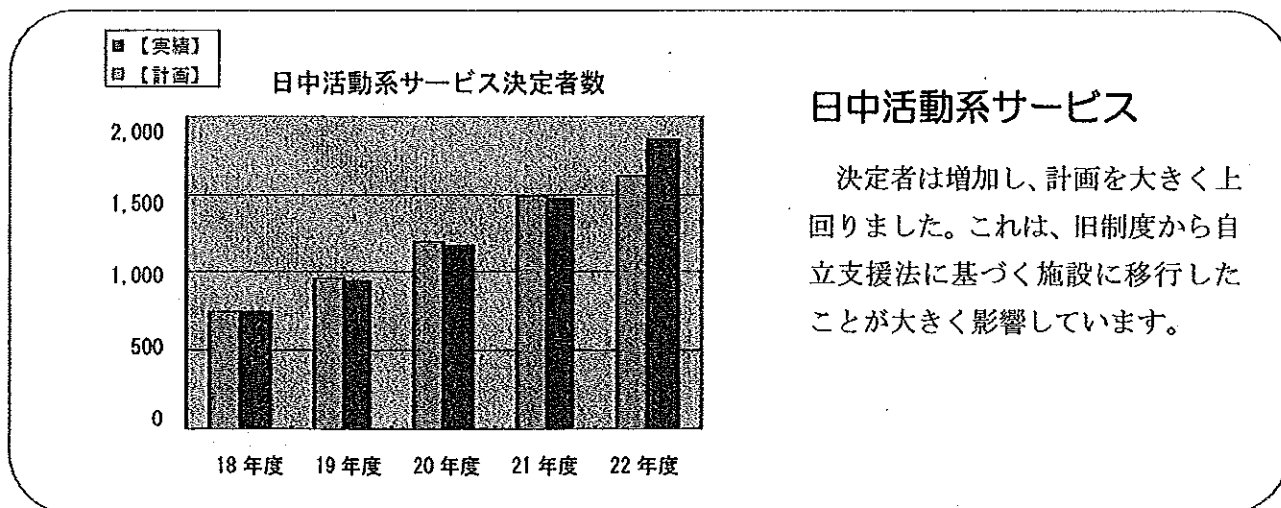
主な福祉サービスの利用実績は以下のとおりです。日中活動系サービスや移動支援事業など計画値を上回ったものもありますが、短期入所など計画値に届かなかったものもあります。



#### 居宅系サービス

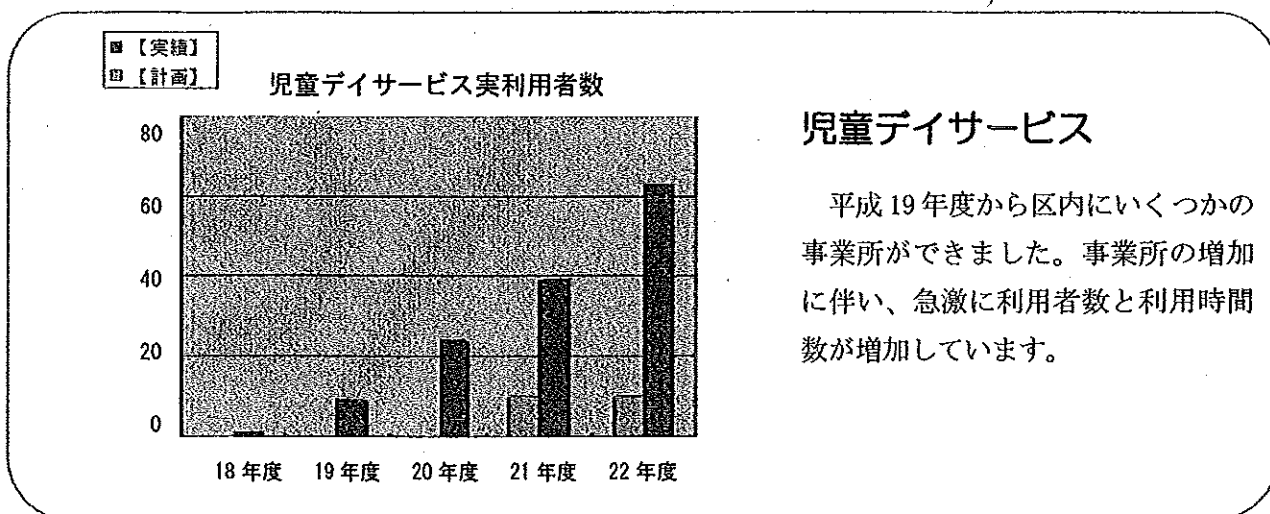
サービスの量は増えたものの、計画を高く設定していたため、決定者、実利用者、利用時間とも計画を下回りました。

※居宅系サービスとは居宅介護、重度訪問介護等ホームヘルプサービスの総称です



#### 日中活動系サービス

決定者は増加し、計画を大きく上回りました。これは、旧制度から自立支援法に基づく施設に移行したことが大きく影響しています。



#### 児童デイサービス

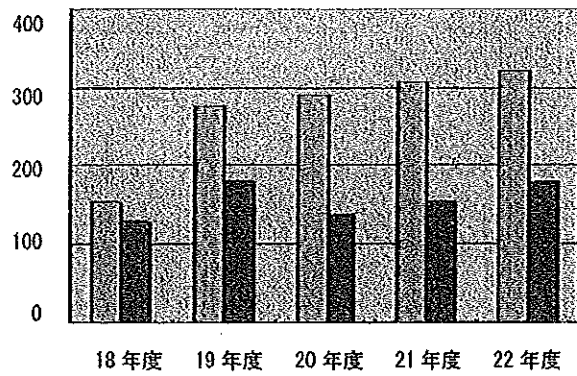
平成19年度から区内にいくつかの事業所ができました。事業所の増加に伴い、急激に利用者数と利用時間数が増加しています。

実績の詳細については、資料編の81～88ページをご覧ください。



■【実績】  
□【計画】

### 短期入所実利用者数

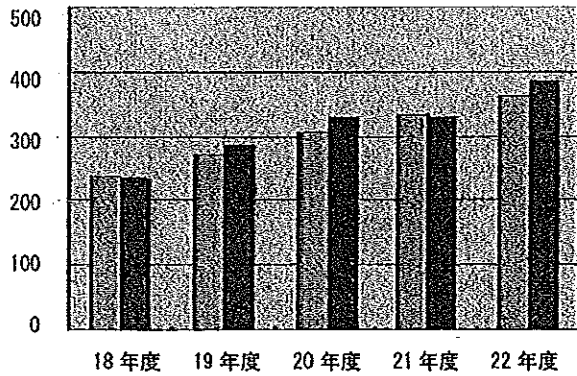


### 短期入所(ショートステイ)

利用者は増加しているが、計画値には届きませんでした。アンケートから需要の多いことがわかります。

■【実績】  
□【計画】

### 共同生活援助・介護決定者数

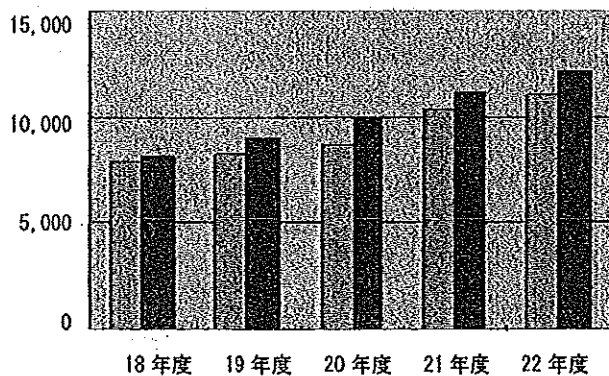


### 共同生活援助・介護 (グループホーム等)

年々順調に増加しており、22年度には計画を達成しました。グループホームが設置されるとすぐに定員を満たす状況です。アンケートから需要が多いことがわかります。

■【実績】  
□【計画】

### 移動支援事業利用時間数



### 移動支援事業

平成18年度から22年度まで計画を上回る伸びを示しました。この事業は外出を支援するもので障がい者の社会参加が確実に広がってきたと考えられます。

実績の詳細については、資料編の81～88ページをご覧ください。

## 4 足立区障がい者計画等作成のためのアンケート分析結果

足立区では、足立区障がい者計画及び足立区第3期障がい福祉計画の策定に向け「足立区障がい者計画等作成のためのアンケート」を実施しました。アンケートの分析結果は以下のとおりです。

### (1) アンケート実施内容

実施期間：平成23年6月中旬～7月中旬

対象者：区内で居宅介護サービスと日中活動系サービスを利用する障がい者

配布数：2,475件

(居宅介護サービス：880件、日中活動系サービス：1,595件)

回答数：1,577件 (回答率 63.7%)

### (2) アンケートの結果分析

#### ① 障がい福祉サービスへの満足度が比較的高い

障がい福祉サービス等の満足度の結果は以下のとおりです。

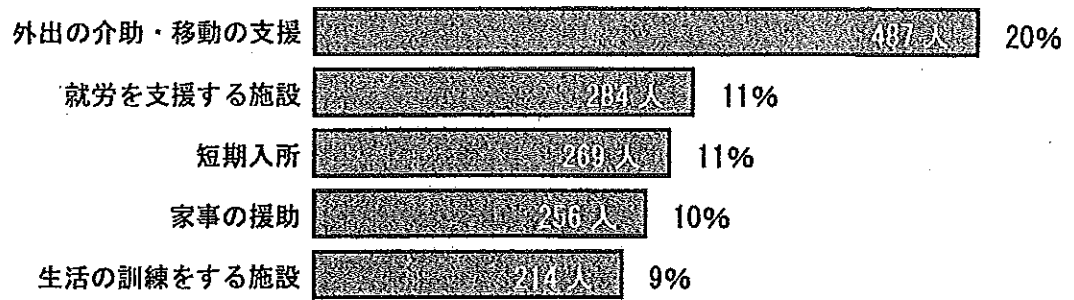
	満足・やや満足	どちらともいえない	不満・やや不満
ホームヘルパーの利用時間	63%	16%	21%
ホームヘルパーの内容	65%	16%	19%
日中活動系サービス	76%	14%	10%
その他のサービス	66%	18%	16%

今回のアンケートでは、区が支給決定している各サービスについて「満足・やや満足」を合わせると、63%～76%と満足度が比較的高いことがわかりました。「不満・やや不満」は10%～21%で、さらに、障がい者の皆さんが地域で暮らし続けていくためには、必要なサービスの基盤を整備していく必要があります。

#### ② 「今後利用したいサービス」は、多岐にわたっている

一人ひとりの暮らし方が異なるため、利用したいサービスも多岐にわたったと考えられます。多様な要望の中、特に以下のサービスが比較的多い回答となりました。

「今後利用したいサービス」で要望が多く寄せられたもの（上位5件）

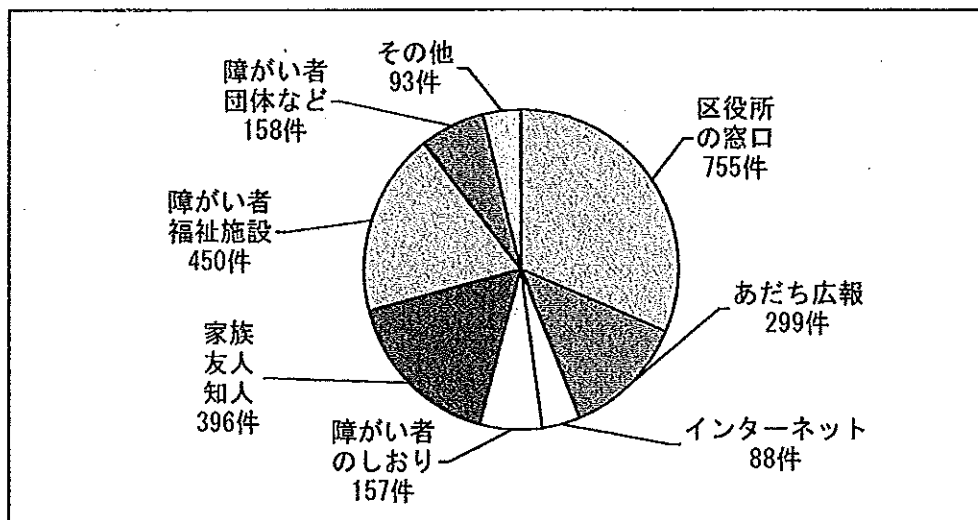


これまでの利用実績の伸びとも合致し、今後取り組まなければならない課題が明確になりました。

### ③ 障がい福祉サービスの情報入手先は、区の窓口が多い

障がい福祉サービスに関する情報の入手先として、「区役所の窓口」（755件・31%）と「あだち広報」（299件・12%）を合わせると43%、「障がい者施設」（450件・18%）、「家族・友人・知人」（396件・17%）でした。

情報入手先



この結果から、相談や情報入手先として区の各窓口が重要な役割を果たしていることと、障がい者の方々は日常生活の身近なところで情報を得ていることがわかりました。

区は、相談体制の充実と、あだち広報やホームページ、Aメール等の様々な手法を適切に活用しながら、障がいに応じた正確でわかりやすい情報提供を続けていくことが重要です。

## 5 障がい者団体、家族会、区内社会福祉法人ヒアリング結果

区内の障がい者団体、家族会、社会福祉法人の皆様から意見をうかがいました。主な意見は以下のとおりです。

### (1) 日中活動系サービス等の増

障がい者が地域で安定した生活を送るため、日中活動系サービスを増やしてほしいとの意見が、多くの障がい者団体、家族会、社会福祉法人からありました。また、増設にあたっては、医療的なケアも含めて、障がいの多様化、重度化に対応できる施設の希望も寄せられています。

日中活動系サービス以外では、グループホームやケアホーム、ショートステイの増設を望む声がありました。

### (2) 障がい者への災害時の対応の充実

平成23年3月11日の大震災の体験があり、多くの社会福祉法人、家族会、障がい者団体から、災害から身を守るための対策についての要望がありました。

具体的には、避難所における要援護者への配慮、避難所での災害対策用品の充実や災害に際して自閉症やパニック障がいの方への理解を求める意見がありました。

### (3) 障がいに関する啓発

障がいへの理解を、教育の場も含めて強化してほしいとの意見がありました。

特に精神障がい者の家族会からは、精神疾患の早期発見、早期治療のためにも、啓発活動の強化を望む声がありました。

# 第3章 障がい者計画

## 1 障がい者施策の体系（施策目標と課題）

足立区では、障がい者が安心して住み続けられるまちをめざして、以下の7つの施策の柱を掲げ30の課題を体系化し、障がい福祉施策を推進していきます。

### 【施策1】 社会参加の促進

- 課題 1 啓発・広報活動の推進
- 2 生涯学習の推進
- 3 自主的活動の場と機会の確保
- 4 スポーツ・レクリエーション活動の振興

### 【施策2】 地域生活支援サービスの充実

- 課題 1 相談支援体制の充実（基幹相談支援センターの整備）
- 2 発達障がい者（児）の支援体制の確立
- 3 高次脳機能障がい者の支援体制の確立
- 4 在宅サービスの充実
- 5 日中活動系サービスの充実
- 6 移動手段の確保
- 7 コミュニケーション手段の確保と情報提供体制の整備
- 8 地域における権利擁護システムの整備
- 9 地域自立支援協議会の推進

重点  
重点  
重点  
重点  
重点

### 【施策3】 保健・医療サービスの充実

- 課題 1 保健サービスの充実
- 2 医療サービスの充実
- 3 保健・医療サービスを支えるネットワークづくり

### 【施策4】 地域居住の場の確保

- 課題 1 グループホーム等の整備
- 2 公共住宅の整備と地域居住支援

重点

### 【施策5】 障がい児療育・支援体制の整備

- 課題 1 早期発見・相談体制の充実
- 2 早期療育・保育機能の充実
- 3 学齢期の教育と生活の充実
- 4 関係機関ネットワークの充実

### 【施策6】 就労支援の充実と雇用促進

- 課題 1 就労の相談体制の強化
- 2 就労支援体制の充実
- 3 就労環境の整備

重点

### 【施策7】 バリアフリー社会実現の基盤整備

- 課題 1 福祉のまちづくりの推進
- 2 福祉人材の育成
- 3 区民参加による地域福祉の推進
- 4 障がい者への防災体制の確立
- 5 選挙等における環境整備

## 2 施策における重点課題

区では、障がい者計画の期間（平成 24～29 年度）において、30 課題の中から以下の 7 項目を施策の重点課題とします。

- (1) 相談支援体制の充実（基幹相談支援センターの整備）
- (2) 発達障がい者（児）の支援体制の確立
- (3) 高次脳機能障がい者の支援体制の確立
- (4) 日中活動系サービスの充実
- (5) 移動手段の確保
- (6) グループホーム等の整備
- (7) 就労環境の整備

1

## 社会参加の促進

■施策の方向■

障がい者が生活のゆとりと豊かさを実感するとともに、社会参加の機会を充実していくことが重要です。そのために、多様な活動の場の提供と、参加のための条件整備を積極的に推進します。また、障がい者についての区民理解を促進し、地域でいきいきと生活できる環境づくりをめざします。

施策1 社会参加の促進

課題1 啓発・広報活動の推進

障がい及び障がい者に対する理解は必ずしも十分とは言えません。障がい者の権利を守る視点から、区民の理解と認識を深める啓発活動は大変重要です。また、障がい者の社会参加を促進するためには、社会にある様々な障壁（バリア）を取り除き、その根幹となる心のバリアフリー化を広報活動をはじめとして交流・イベント・講座等、様々な方法を活用しながら推進します。

◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
1-1-1	広報活動 (障がい福祉課・保健予防課)	あだち広報に障がい者特集号を毎年1回掲載し、区民の理解と協力を深める。また、足立区ホームページへの掲載を積極的に行い、広報活動を充実させる。
1-1-2	障がい者週間記念事業 (障がい福祉センター)	障がい者週間(12月3日から9日)に合わせ、当事者団体との連携協力を図りながら記念事業を実施する。障がい者の社会参加の促進や、障がい者への理解と認識を深め、共に生きる社会の実現に向けて啓発する。
1-1-3	「障がい者のしおり」による情報提供 (障がい福祉課)	障がい者福祉の制度や施策内容をわかりやすくまとめ、必要な情報が必要な人に的確に伝わるよう、情報提供する。

1-1-4	地域への啓発・交流事業 (障がい福祉課)	障がい者施設を拠点に、各種交流事業を行い、障がい者や障がい者施設への地域の理解を深める。
1-1-5	こころの健康フェスティバルの開催 (保健予防課)	こころの健康に問題が生じがちな思春期・高齢者などを含め、広く区民にこころの健康づくりと精神疾患についての理解を促すとともに、精神障がい者の社会参加を促進する。
1-1-6	社会福祉講座の開催 (障がい福祉センター)	青少年、障がい者(児)やその家族をはじめ、区民対象に、障がい福祉全般の情報提供および学習の場の提供を目的に社会福祉講座を開催する。
1-1-7	精神保健福祉講座・講演会の開催 (保健総合センター)	こころの健康に対する正しい知識・情報を学校や地域に提供し、共に生きる社会づくりを促進する。
1-1-8	障がい別セミナーの開催 (障がい福祉センター)	障がい者やその家族、関係機関を対象に啓発、学習、情報提供を目的として各種障がい別セミナーを開催する。
1-1-9	障がい者理解のための学習機会の充実 (障がい福祉課)	障がい者に対する差別や偏見をなくし、障がいと障がい者への理解や認識を深める啓発活動として、教育機関との連携のもとに、学校事業・校外活動等を通して、学習の機会を充実させる。

## 施策1 社会参加の促進

### 課題2 生涯学習の推進

障がい者が、生涯にわたって学習する機会に触れ、文化・スポーツ活動等を通じて、生活のゆとりと豊かさを実感するとともに、社会参加を果たし、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現するために、情報提供及び活動の場の提供、参加のための条件整備等を積極的に推進します。

#### ◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
1-2-1	生涯学習情報の発信 (地域文化課)	身近な施設である地域学習センターや生涯学習センターが開催する講座やサークル活動を広報紙、ホームページ、センターのミニコミ誌などで情報発信し、学びの場を提供する。



1-2-2	地域のサークルや 団体との絆やふれ あいの場づくり (地域文化課)	地域で活動するサークルや団体が、障がい施設などに出張し、日ごろの活動成果を披露し、学びの社会還元を行う「アウトリーチ型事業」を推進する。
1-2-3	障がい者を支援する 地域活動の促進 (地域文化課)	地域活動団体や都立特別支援学校との連携をとおして、地域社会に障がい者への支援活動への意識を高める。
1-2-4	障がい者や高齢者等 に配慮した施設設備 (障がい福祉課)	障がい者や高齢者をはじめとするすべての人々の利用に配慮し、安全で快適に利用しやすい公共施設の整備を促進する。

### 施策1 社会参加の促進

#### 課題3 自主的活動の場と機会の確保

障がい者が、当事者同士や地域の人々とのふれあいをさらに深め、生きがいのある地域生活が送れるよう、自主的活動を支援します。  
また、日常的な趣味・創作活動の場や、その発表の機会を増やします。

#### ◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
1-3-1	障がい者グループの 育成 (障がい福祉センター・保健 総合センター・精神障がい 者自立支援センター)	障がい者が、障がい特性に応じて当事者同士で交流を持ち、趣味・創作活動等の自主的活動を行い、地域生活を豊かにするための障がい者グループの育成を図る。
1-3-2	障がい者団体・自主的 活動グループの支援 (障がい福祉センター・保健 予防課・保健総合センター・ 精神障がい者自立支援セン ター)	障がい者福祉の増進を目的に運営・事業実施する障がい者団体や、障がい者の社会活動・社会貢献活動の促進を目的に活動している自主的なグループに対して、関連機関との連携しながら、技術支援をはじめとした多角的な支援を図る。
1-3-3	障がい者作品展の実施 (障がい福祉センター)	障がい者週間記念事業「障がい者文化祭」の一環として作品展を開催し、日ごろの文化活動の成果を発表する場を提供する。

1-3-4	障がい福祉館の活用 (障がい福祉課)	各種施設（視聴覚室、作業訓練室、機能訓練室、会議室等）を貸し出し、障がい者・家族・障がい者支援を行うボランティア等の学習・活動の場の提供や交流を図り、在宅生活の充実を図る。
-------	-----------------------	--

施策1 社会参加の促進

課題4 スポーツ・レクリエーション活動の振興

障がい者が一般のスポーツクラブ等で、体力づくりに取り組むことは、ハード・ソフト両面に課題があります。また、障がいがあっても気軽に楽しみ、体力づくりにつながるスポーツの開発も、重要な課題です。

そのため障がい者がスポーツやレクリエーションを通じ、体力づくり及び仲間づくりが自主的に行えるよう、体育協会や体育指導員、指定管理者などとの連携により、様々な事業や指導者の育成を推進します。

◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
1-4-1	障がい者のスポーツ教室 (スポーツ振興課)	障がい者の方が手軽にできるスポーツ（ファミリーテニス、ファミリーターゲットボール、水中ウォーキング、健康体操など）を実践することにより、運動の楽しさを味わいながら、安全で継続的なスポーツ活動へとつなげる。また、ストレス解消、体力づくりに加え、参加者同士の仲間づくりや情報交換の場、機会の提供とする。
1-4-2	タートルマラソン大会の推進 (スポーツ振興課)	タートルマラソン全国大会兼バリアフリータートルマラソン大会は、障がい者とともにだれもが楽しく参加できる健康マラソン大会である。今後も同大会を積極的に推進していくことで、区民の健康維持と体力増進に寄与していく。
1-4-3	生涯スポーツボランティア制度の推進 (スポーツ振興課)	スポーツ活動を安全かつ効果的に実践できる指導者養成を行うため、各種講習会を開催し区民の生涯スポーツ活動を支える。 ○ 公認スポーツ指導員養成講習会（共通科目） ○ 公認スポーツ指導員養成講習会（専門科目） ・各スポーツ種目、障がい者対象の指導など ○ レベルアップ講習会

## 地域生活支援サービスの充実

### ■施策の方向■

障がいの種別にかかわらず、また、障がいが高くても地域で自立した生活を続けることができるよう、障がい者やその家族の様々なニーズに対応していくことが求められています。障がい者への意思決定の支援に配慮しつつ、社会福祉法人や本人・家族等の協力のもと必要なサービスを適切に提供するため、障がい者相談支援体制の整備を進めていきます。

また、日常生活を送る上で欠くことのできない介護・介助、コミュニケーション等の生活支援サービス、ホームヘルプなどのサービスを充実します。

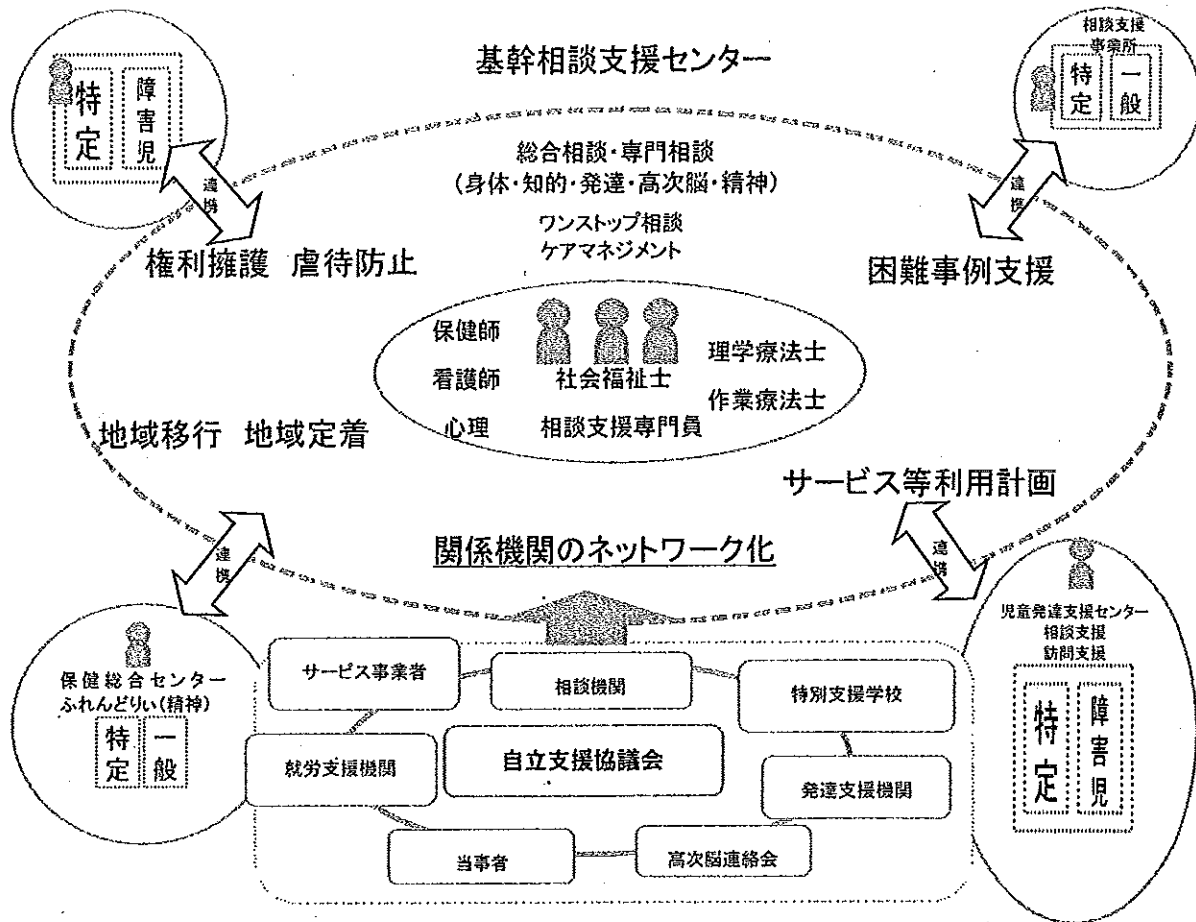
### 施策2 地域生活支援サービスの充実

#### 課題1 相談支援体制の充実（基幹相談支援センターの整備）

#### 重点課題

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、相談支援体制を充実させることが不可欠です。基幹相談支援センターには、総合相談・専門相談をはじめ権利擁護・虐待防止事業を推進する役割が求められています。また、困難事例や複合化した課題解決のために、関係機関のネットワーク化にもこれまで以上に力を入れていきます。

足立区は、平成24年度から障がい福祉センターを基幹相談支援センターとして位置づけ、指定特定相談支援事業者等と連携し、身近で質の高い相談支援をめざし、重点事項として取り組みます。



※精神障がい者の相談については、保健総合センターと連携して行う。

◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
2-1-1	<b>基幹相談支援センター・指定一般相談支援事業所・指定特定相談支援事業所の設置</b> (障がい福祉課・障がい福祉センター・保健予防課)	基幹相談支援センターを設置し、障がい専門の中核機関として、障がい者(高次脳機能障がいや発達障がいを含む)や施設等からの様々な生活支援、就労に関する相談、児童(18歳未満)の発達に関する支援機能を充実させる。また、地域移行支援や地域定着等の支援を含めて各種相談を行う指定一般相談支援事業所や、サービス利用計画の作成等を行う指定特定相談支援事業所を設置し、相談体制の充実を図る。
		24年度目標 基幹相談支援センター 1カ所 指定一般相談支援事業所 10カ所 指定特定相談支援事業所 25カ所
		29年度目標 基幹相談支援センター 1カ所 指定一般相談支援事業所 12カ所 指定特定相談支援事業所 29カ所

2-1-2	障がい者（児）ケア マネジメント (障がい福祉センター・福祉 事務所・保健総合センタ ー・保健予防課)	障がい者（児）の相談支援にかかわる各関係機関において、障がい者ケアマネジメント手法を用いて、基本相談支援を充実するとともに、計画相談、障がい児相談に対応しながら障がい者（児）の地域生活を支援する。
2-1-3	ピアサポート相談 (障がい福祉センター)	専門性を備えた障がい当事者に委託し、同じ目線で、障がい者の生活力を高め、自らがサービスを活用できるようになることを目的とし、援助・支援を行う。
2-1-4	身体障がい者・知的 障がい者相談員 (障がい福祉センター)	障がい者やその家族等の民間協力者が、区からの委託を受け、障がい当事者ならではの体験や経験を生かして相談・援助を行い、障がい者の自立を支援する。
2-1-5	補装具相談 (障がい福祉センター)	補装具個別専門相談、補装具適合判定、補装具モデル書類判定事業等の充実により、幅広い年齢層の補装具の身体や生活上の適性向上、支給の円滑化をはかる。
2-1-6	民間障がい者施設の 相談支援 (障がい福祉課)	区内の地域移行型入所施設が拠点となり、各通所型施設においても障がい者にかかわる身近な施設で、生活や福祉に関する相談支援を行う。

## 施策2 地域生活支援サービスの充実

### 課題2 発達障がい者（児）の支援体制の確立

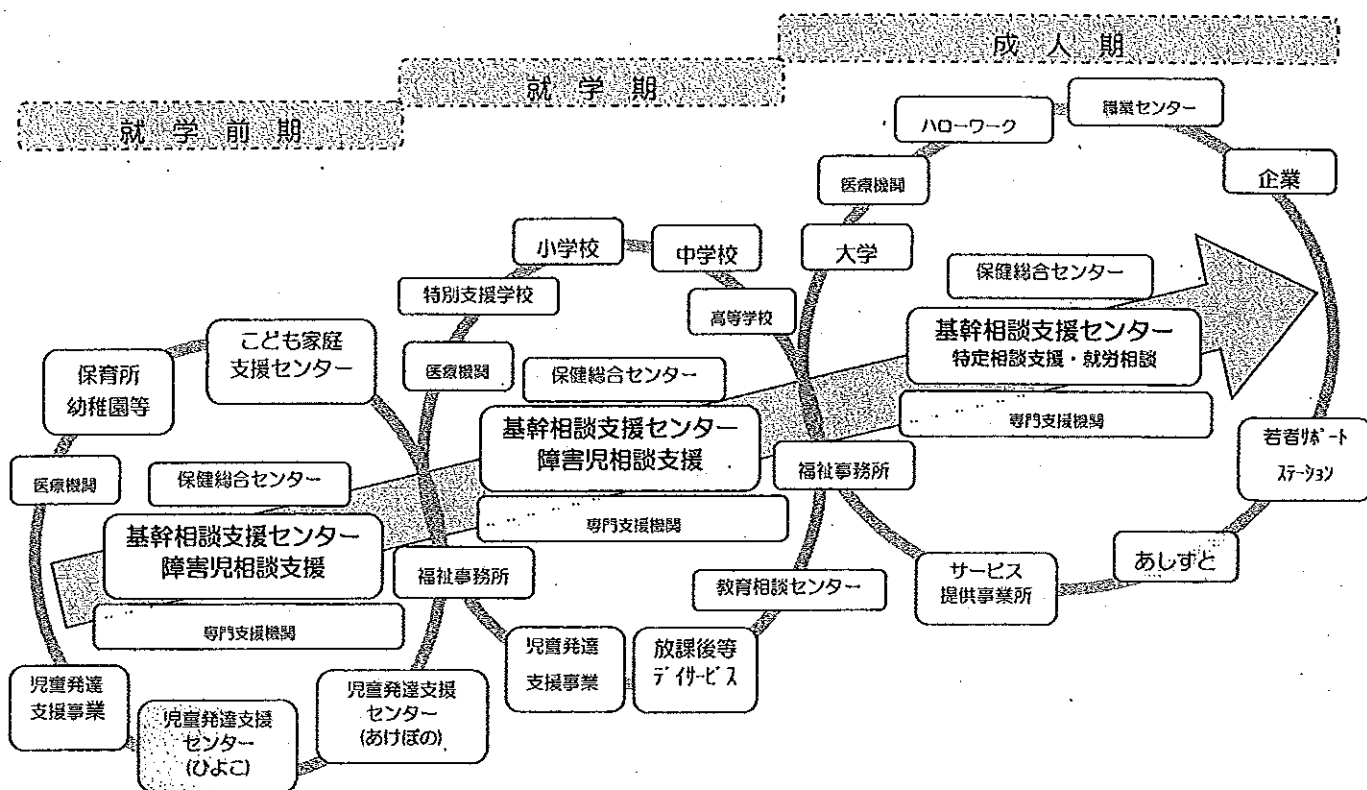
**重点課題**

発達障がい者（児）への総合的な支援を就学前期・就学期・成人期のライフサイクルに沿って継続的に進めます。特に成人期の発達障がい者への支援は、これまで取り組みが少なかった分野であるため、積極的に体制の構築に努めていきます。

発達障がい者への支援は他の障がい者の支援に準ずる形で実施されてきましたが、平成22年の障害者自立支援法の一部改正で支援の対象であることが明記されました。しかし、その固有の課題への取り組みは十分ではありません。発達障がいの専門支援機関と連携し、総合的な発達障がい者相談支援体制の確立をめざし、重点的に取り組みます。

※発達障がい者に関する事業は、横断的な取り組みが必要なため、本施策内の他課題や他の施策にもまたがっています。施策5「障がい児療育・支援体制の整備」施策6「就労支援の充実と雇用促進」にも発達障がいに関する事業を掲載しています。

# 発達障がい者（児）支援体系図



※専門支援機関…発達障がい者（児）に対し、新たに必要となる支援を行う機関

## ◆個別事業◆

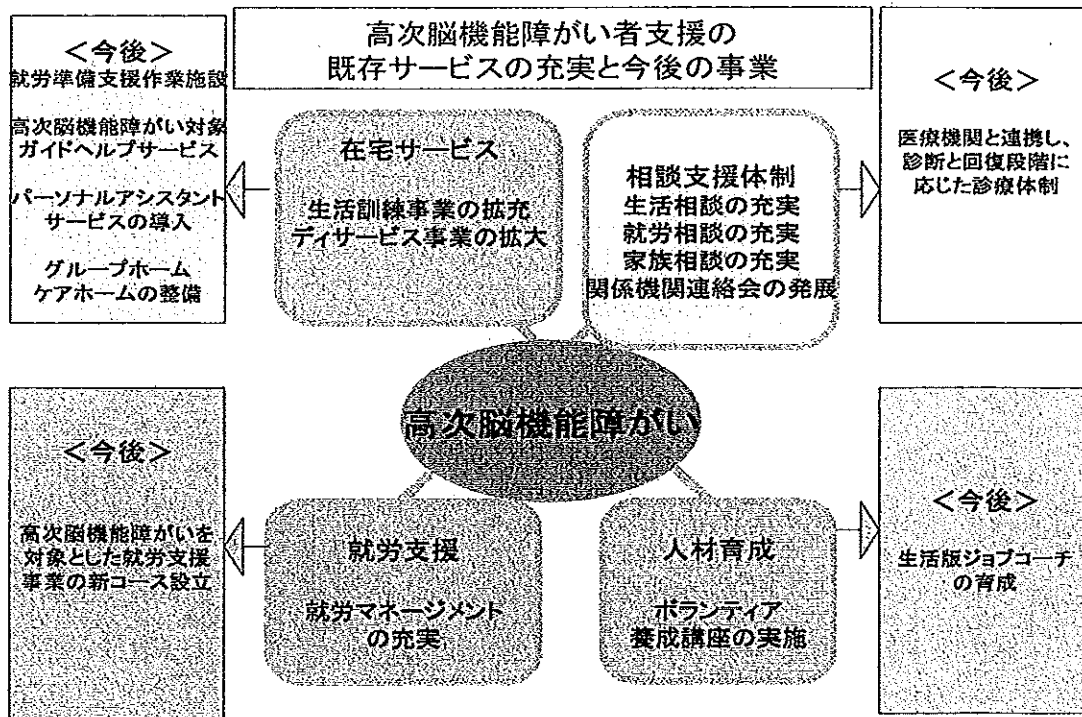
事業番号	事業名(所管課)	事業内容及び目標
2-2-1	発達障がい者支援体制の充実 (障がい福祉センター・福祉事務所)	乳幼児から成人まで切れ目のないライフサイクルに沿った相談機能を検討し、専門支援機関と連携しながら相談支援、就労支援、発達支援、情報提供等を一貫して行う相談支援体制を構築する。
2-2-2	成人期発達障がい者への対応 (障がい福祉センター)	区内関係機関と連携しながら、成人期発達障がい者への相談体制を確立していく。

課題3 高次脳機能障がい者の支援体制の確立

重点課題

高次脳機能障がい者の支援体制は、発達障がい者への相談支援体制と同様、個別の取り組みが充分に行われていない分野でした。しかしながら足立区は他の自治体に先駆け、高次脳機能障がい者のための訓練コースの設置、家族会を母体とした地域活動支援センターの開設、保健・医療・福祉の連携による「高次脳機能障がい関係機関連絡会」の運営など、区全体でシステムづくりを進めてきました。今後は、若年から高齢までの幅広い年齢層それぞれのライフステージに合った支援を提供できるよう重点課題として取り組んでいきます。

※高次脳機能障がい者に関する事業は、横断的な取り組みが必要なため、本施策内の他課題や他施策にもまたがっています。施策6「就労支援の充実と雇用促進」、施策7「バリアフリー社会の実現の基盤整備」の課題2にも高次脳機能障がい者に関する事業を掲載しています。



◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容及び目標
2-3-1	高次脳機能障がい者 に対する専門相談の 場の充実 (障がい福祉課)	高次脳機能障がい者は回復段階に応じた継続支援が必要となることから、生活相談、就労準備相談、家族支援の充実を図る。

施策2 地域生活支援サービスの充実

課題4 在宅サービスの充実

障がい者が地域で自立した生活を送るため、障がい福祉計画に基づき、必要とする居宅系サービス等を整備していきます。また、区は、社会福祉法人、NPO等各種団体や民間事業所等と協働しながら、障がい者に対する支援を推進します。  
(在宅サービスについては、サービスの量と質を確保するために、第3期障がい福祉計画に基づきサービスの基盤整備を行っていきます。)

◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
2-4-1	居宅介護(ホームヘルパーの派遣) (福祉事務所・保健予防課)	介護が必要な世帯に、ホームヘルプサービス(自宅で入浴、排せつ、食事等の介護)を提供する。また、区内民間事業所と連携を密にし、サービスの質や量の充実をめざす。
2-4-2	重度訪問介護 (福祉事務所)	常に介護を必要とする人に、自宅における入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行い、生活を支える。
2-4-3	行動援護 (福祉事務所・保健予防課)	知的障がいや精神障がいから自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な援護、外出時の介護を行い、行動範囲の拡大に努め、障がい者の生活の充実をめざす。
2-4-4	重度障害者等包括支援 (福祉事務所)	常に介護を受ける必要性が著しく高い人へ、居宅介護その他のサービスを包括的に提供する。
2-4-5	同行援護 (障がい福祉課・福祉事務所)	視覚障がい者の外出や移動を支援することで、社会参加を広げ暮らしの充実を図る。



2-4-6	短期入所（ショートステイ） （福祉事務所・保健予防課）	介護者の病気などにより自宅で介護を受けられない場合などに、短期間、施設において入浴、排せつ、食事の介護などを夜間も含めて行う。また、民間事業者への情報提供を行い、事業所の設置を推進していく。
2-4-7	日常生活用具給付 （福祉事務所・保健予防課）	日常生活の便宜を図るための用具を給付する。
2-4-8	補装具費の支給 （福祉事務所）	障がい者等の身体機能を補完・代替し、長時間にわたり継続して使用される補装具について、購入費用や修理費用を支給する。
2-4-9	住宅設備改善費の給付 （福祉事務所）	在宅の重度身体障がい者に対して、居住する家屋の玄関等、住宅設備の改善に要する費用を助成し、日常生活の利便を図る。
2-4-10	緊急あずけあい （障がい福祉課）	保護者や家族の疾病等で一時的に障がい者の保護を必要とする場合に指定団体会員相互等で行われるあずけあいに対し、助成を行う。
2-4-11	難病患者等ホームヘルプサービス （福祉事務所）	介護が必要な難病患者の世帯に、ホームヘルプサービス（自宅で入浴、排せつ、食事等の介護）を提供する。
2-4-12	難病患者等日常生活用具給付 （福祉事務所）	難病患者等に、日常生活の便宜を図るための用具を給付する。
2-4-13	難病患者緊急一時入院 （保健予防課）	難病患者等の介護者が疾病等により介護ができない場合に、緊急一時入院事業を紹介する。
2-4-14	生活訓練（高次脳機能障がい者対象）の充実 （障がい福祉センター）	高次脳機能障がい者の生活能力改善、社会参加支援のために、専門訓練職員の充実や通所定員増を行い生活訓練通所事業を拡充していく。
2-4-15	公開療育 （障がい福祉センター）	在宅または施設を利用している重度の障がい者に対して、身体機能の維持や生活の改善を図ることを目的として専門講師による療育事業を行う。
2-4-16	移動支援従事者養成研修の実施 （障がい福祉センター）	東京都の研修事業（知的課程）の指定を受け、移動支援従事者養成研修を行うことで、知的障がい者の社会参加を促進する。
2-4-17	訪問入浴 （障がい福祉課・福祉事務所）	入浴が困難な住宅の重度身体障がい者に、訪問による入浴サービスを提供する。
2-4-18	障がい者訪問理美容 （障がい福祉課・福祉事務所）	店舗での理髪・美容が受けられない重度障がい者に、訪問による理美容サービスを提供する。
2-4-19	緊急通報システムの設置 （障がい福祉課・福祉事務所）	ひとり暮らしの重度障がい者などの緊急事態に対応するため、消防署等への通報システムを設置する。

2-4-20	身体障がい者補助犬 の給付 (障がい福祉課・福祉事務所)	視覚・聴覚・肢体不自由の障がい者の生活を支援するため、 盲導犬・聴導犬・介助犬を給付する。
2-4-21	紙おむつ等の支給 (高齢サービス課)	重度の心身障がい等から排尿・排便が困難な高齢者や障がい 者で、重度心身障害者手当（都）または特別障害者手当・障 害児福祉手当（国）を受給している方に、紙おむつ等を支給 する。
2-4-22	車いすの貸出 (社会福祉協議会)	一時的に車いすが必要な方へ、車いすの貸し出しを行う。
2-4-23	福祉機器等の展示 (障がい福祉センター)	障がいを補うための福祉機器や、日常生活を便利にする福祉 用具の情報を収集するとともに機器をわかりやすく展示す る。実際に試せる機会も提供し、必要に応じて専門スタッフ や障がい当事者が説明を行う。
2-4-24	家庭訪問指導 (保健総合センター)	障がい者の家庭を直接訪問して、相談を受けることによって、 早期の受診や治療の継続、社会参加をすすめるとともに、家 族支援も図る。
2-4-25	障がい者トワイライト 事業 (障がい福祉課)	夕方から夜間、障がい者を対象に食事、入浴を伴う活動を行 う団体や法人に対する支援を検討する。
2-4-26	裁判員制度家族支援 事業 (障がい福祉課・保健予防 課・福祉事務所)	障がい者等を介護する家族等が裁判員に選出され、一時的に 見守り等の支援が必要な障がい者等に対して、移動支援サー ビスや日中保護サービスを提供し、裁判員制度への参加を促 進する。

## 施策2 地域生活支援サービスの充実

### 課題5 日中活動系サービスの充実

### 重点課題

障がい者が地域で充実した生活を送れるよう、様々な手法により通所施設等の基盤整備に重点的に取り組みます。特に、特別支援学校卒業生や重度障がい者等の受け入れを確実に進めるために、状況の推移に対応した着実な施設整備を行っていきます。

また、需要の増加が見込まれる短期入所施設や放課後等デイサービス施設については、民間事業所等に働きかけ供給基盤の整備に努めていきます。

(日中活動系サービスについては、第3期障がい福祉計画に基づき、サービスの基盤整備を行っていきます。) さらに障がい者一人ひとりが、日中活動系サービスを通して、リハビリテーションの理念に基づき、自らが持つ能力を伸ばし、あるいは維持できるようにサービス内容の質の向上に努めていきます。

◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容									
2-5-1	療養介護事業 (障がい福祉課)	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。									
2-5-2	生活介護事業 (障がい福祉課・保健予防課)	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する。									
2-5-3	自立訓練事業 (障がい福祉課・障がい福祉センター・保健予防課)	機能訓練：脳血管障がい等で体に後遺症がある人に、一定期間、身体機能または生活能力の維持・向上のために必要なリハビリテーションを障がい福祉センターで行う。 生活訓練：知的・高次脳機能障がい・精神障がい者の人に、様々な活動プログラムを通し自立した日常生活を営むため必要なリハビリテーションを行う。									
2-5-4	就労移行支援事業 (障がい福祉課・保健予防課)	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。									
2-5-5	就労継続支援事業 (障がい福祉課・保健予防課)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。雇用契約によるA型と利用契約によるB型がある。									
2-5-6	地域活動支援センター事業 (障がい福祉課・精神障がい者自立支援センター)	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う。									
2-5-7	通所施設・短期入所施設・放課後等デイサービスの設置促進 (障がい福祉課)	通所施設・短期入所施設・放課後等デイサービスについて、設立運営にあたる社会福祉法人やNPO法人等に、各種情報提供等の支援を行い、その設置を促進していく。									
2-5-8	児童発達支援センター及び児童発達支援事業所の整備 (障がい福祉課)	通所利用障がい児やその家族を支援する地域における通所支援機能と相談支援や保育所等訪問支援の地域支援、医療機能等を提供する児童発達支援センター及び児童発達支援事業所（放課後等デイサービスを含む）を整備する。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">24年度目標</td> <td style="text-align: center;">29年度目標</td> </tr> <tr> <td>児童発達支援センター</td> <td style="text-align: center;">3カ所</td> <td style="text-align: center;">3カ所</td> </tr> <tr> <td>児童発達支援事業所</td> <td style="text-align: center;">5カ所</td> <td style="text-align: center;">12カ所</td> </tr> </table>		24年度目標	29年度目標	児童発達支援センター	3カ所	3カ所	児童発達支援事業所	5カ所	12カ所
	24年度目標	29年度目標									
児童発達支援センター	3カ所	3カ所									
児童発達支援事業所	5カ所	12カ所									
2-5-9	小規模作業所 (障がい福祉課)	施設運営の安定化をはかるため、東京都包括補助事業での心身障害者通所授産事業から障害者自立支援法に基づく施設に移行する。(4カ所)									
2-5-10	福祉サービス第三者評価制度の推進 (障がい福祉課・保健予防課)	福祉サービスの第三者評価制度に積極的に取り組み、障がい者のサービス利用を支援するとともに、サービスの質の向上を図る。									

2-5-11	施設等職員の共同研修の実施 (障がい福祉センター・保健予防課)	通所施設職員等の処遇水準・技術の向上のため、職員研修を実施する。
2-5-12	通所事業における医療的ケアの体制整備 (障がい福祉課)	日常生活を送る上で医療的ケアが必要な障がい者に対して、通所施設で医療的ケアを受け入れるための支援体制を整備する。
2-5-13	脳血管障がい、高次脳機能障がい者の作業所の整備 (障がい福祉課・障がい福祉センター)	既存のサービスでは対応しきれない若年から中高年の脳血管障がい者や高次脳機能障がい者などの中途障がい者を対象にした就労準備支援を行う作業施設の整備を検討する。
2-5-14	足立障がい者相互支援ネットワーク会「Aふらんき」 (障がい福祉センター)	区内障がい者施設の連合体で、ネットワークの利点を活かし、施設それぞれの得意な作業や自主製品の受注販売等を行っている。会利用者の、工賃アップや、共同製品受注・受注先開拓などへの支援を行う。 * 自立支援協議会の部会に位置づける。
2-5-15	障がい福祉施設連絡会 (障がい福祉センター)	区内の障がい福祉施設が、利用者への支援および福祉サービスの質の向上、職員の資質向上をめざし、研修・情報交換等を実施し、施設間相互の有機的ネットワークを構築する。 * 自立支援協議会の部会に位置づける。
2-5-16	既存施設利用型重心通所施設の設置 (障がい福祉課)	既存の生活介護施設を活用し、中度レベルの医療的ケアを伴う支援を実施するため、既存施設利用型重心通所の実施を検討する。

課題6 移動手段の確保

重点課題

障がい者が地域で充実した生活をし、社会参加をさらに推進していくためには、移動手段の確保は不可欠です。日中活動の利用、主体的な外出や移動を支援し社会活動が広がるよう、障がい福祉計画に基づきサービス提供基盤の整備に重点的に取り組みます。

なお、地域生活支援事業のひとつであった移動支援事業のうち、視覚障がい者を対象とした部分については、平成23年10月から障害自立支援法内の「同行援護」へ移行しました。

◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
2-6-1	移動支援事業・同行援護(ガイドヘルパーの派遣) (障がい福祉課・福祉事務所)	屋外での移動が困難な障がい者等について、社会生活上不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出ができるよう支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促す。
2-6-2	障がい者福祉通所バス運行事業 (障がい福祉課・障がい福祉センター)	公共交通機関利用が困難な障がい者が、施設で活動できるよう通所バスを運行し、施設への移動手段を確保する。
2-6-3	福祉有償運送の推進 (障がい福祉課)	NPO法人や社会福祉法人などが、高齢者や障がい者など一人で公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に行う、ドア・ツー・ドアの有償移送サービスを推進し、移動支援と社会参加の促進を図る。
2-6-4	外出支援事業 (障がい福祉課・福祉事務所)	福祉タクシー券給付、自動車燃料費の助成、三輪自転車等購入費の助成、自動車運転免許取得費用の助成を行い、障がい者の社会参加の拡大を図る。
2-6-5	自動車改造費等助成事業 (障がい福祉課・福祉事務所)	身体障がい者が就労等に伴い、自動車を取得し改造を行う場合、操向装置及び駆動装置の改造に要する費用の一部を助成し、就労等を支援し、自立活動及び社会参加の促進を図る。

課題7 コミュニケーション手段の確保と情報提供体制の整備

視覚障がい者や聴覚障がい者等が、コミュニケーション手段を確保し、必要な情報を入手できるよう、手話通訳者等の派遣や、点訳・朗読等のサービス提供などの事業を促進します。また、視覚障がい者等に、情報通信支援用具を日常生活用具として給付し、情報バリアフリーを推進していきます。

◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
2-7-1	コミュニケーション支援事業(手話通訳等の派遣) (障がい福祉課・社会福祉協議会)	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等にコミュニケーションを図るため手話通訳者や要約筆記者の派遣等の支援を行う。
2-7-2	福祉電話設置事業 (障がい福祉課・福祉事務所)	ひとり暮らしの重度心身障がい者等の安否の確認、相談連絡、孤独感の解消と、社会参加を図るために、電話を貸与するとともに電話料金の一部を助成する。
2-7-3	多様な手法での情報提供 (障がい福祉課・保健予防課)	障がい施策や各種福祉サービスなど、障がい者が必要とする情報を、障がい特性に配慮した手法でわかりやすい情報提供を行うとともに、各施設のホームページ開設等も支援する。
2-7-4	SPコードの添付 (障がい福祉課)	視覚障がい者用音声読み上げ装置に対応したSPコードを、利用者の要望を聞きながら通知・文書等に添付し、視覚障がい者への情報提供の一助とする。
2-7-5	情報通信支援用具 (障がい福祉課・福祉事務所)	視覚障がい者等の情報バリアフリーを支援するため、OA周辺機器を情報通信支援用具として給付する。

課題8 地域における権利擁護システムの整備

障がい者の自己決定を最大限に尊重し、権利擁護に関する諸制度や社会資源が必要とする障がい者の方々に活用されるよう、地域社会における権利擁護活動を推進していきます。また、消費者としての障がい者の法的権利の遂行を支援します。

◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
2-8-1	障がい者権利擁護システムの構築 (障がい福祉課・障がい福祉センター・福祉事務所・保健予防課)	障がい者の権利侵害や虐待に関する相談、障がい福祉サービスに関する苦情、成年後見や権利擁護に関する様々な制度が活用できるシステムを構築する。
2-8-2	福祉サービス苦情等解決委員会に関する事業 (高齢サービス課・権利擁護センターあだち)	区民が利用する福祉サービスに対する苦情等を公正かつ中立な立場で迅速に処理する機関を設置し、サービスと顧客満足度の向上を図る。
2-8-3	成年後見制度の利用支援 (障がい福祉課・障がい福祉センター・福祉事務所・保健予防課・保健総合センター・権利擁護センターあだち)	障がい者に関わる成年後見制度の啓発や、成年後見制度利用支援事業の利用促進を図る。また、障がい者の成年後見制度に関する専門相談窓口の体制整備を行う。さらに、障がい者に対応できる社会貢献型後見人の育成も行っていく。
2-8-4	地域福祉権利擁護事業 (権利擁護センターあだち)	地域生活の中での福祉サービスの利用やそれに伴う日常的な金銭管理に関する援助を必要とする者と契約し生活支援を行う。
2-8-5	障がい者虐待防止事業 (障がい福祉課・保健予防課・福祉事務所・保健総合センター)	障がい者虐待防止法に基づく、障がい者虐待防止センター機能の構築と、地域のネットワークづくりを行う。
2-8-6	消費者教室(講師派遣出前講座)の開催 (産業政策課消費者センター)	障がい者施設とや障がい者団体等と連携して消費者教室(講師派遣出前講座)を実施し、障がい者の消費者としての利益の擁護を図る。

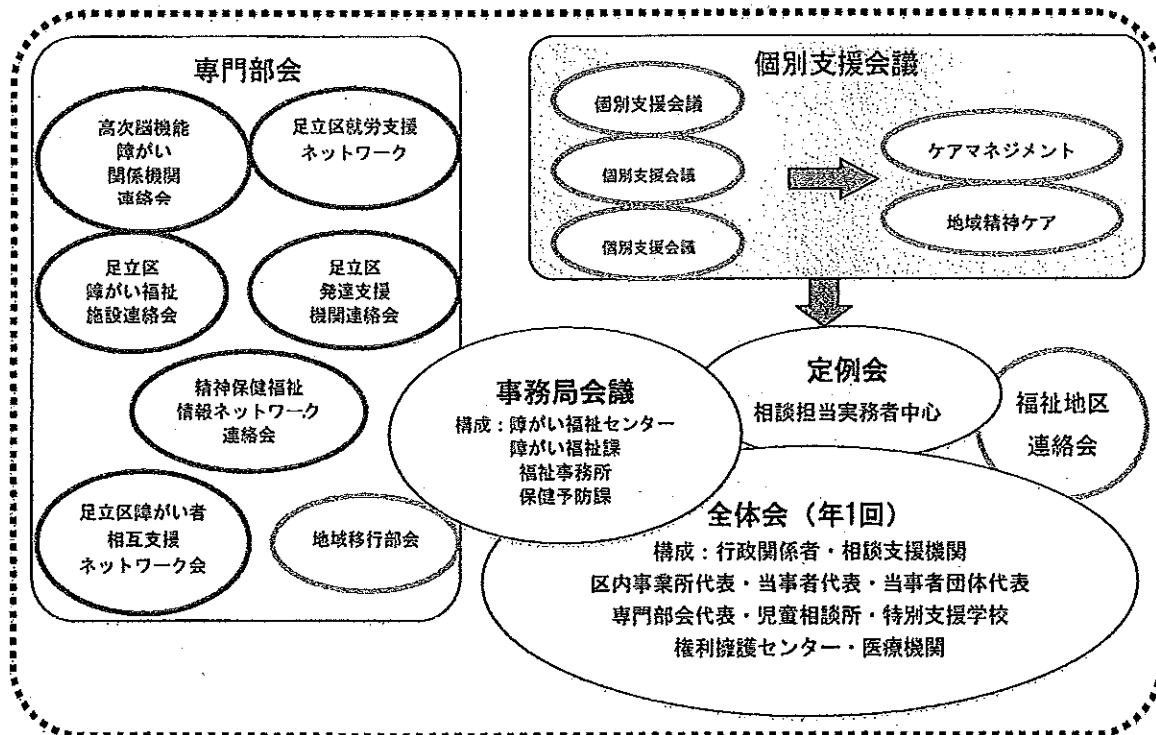
2-8-7	地域包括支援センター・介護事業所・障がい者施設への情報提供 (産業政策課消費者センター)	地域包括支援センター連絡会・介護サービス事業者連絡協議会との連携による情報提供と、消費者被害未然防止のための「見守り通信」を発行し、各事業所と連携して見守りの強化を図っていく。
-------	---	--

## 施策2 地域生活支援サービスの充実

### 課題9 地域自立支援協議会の推進

足立区では、かねてより区内の障がい者や関係機関、その他の関係者による相談支援ネットワーク会議を設置してきました。これを平成21年度発展的に再編し、現在に至っています。今後は、部会や地区会議の活性化を図り、足立区での障がいに関係する諸課題を発見し、協議し、政策へ反映させていきます。

#### 地域自立支援協議会のイメージ





◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
2-9-1	<p>地域自立支援協議会の推進</p> <p>(障がい福祉センター、保健予防課、障がい福祉課、福祉事務所)</p>	<p>区内の関係機関・団体、事業者、医療・雇用・教育の関係者が地域の課題を共有し、地域の支援体制を協議する場を整備します。</p> <p>分野別の部会や福祉地区連絡会をさらに充実させ、個別の事例から地域課題共通の課題までを共有し、障がい福祉施策へ活かしていきます。</p>

## 保健・医療サービスの充実

### ■施策の方向■

障がい者の自立と社会参加を考えると、障がい者の健康づくりは欠かせません。そこで、健康についての正しい知識の普及をはかるなど障がい者の健康づくりを進めます。

障害者基本法の改正内容にも「障がい者の状態及び生活実態に応じ、医療・介護・保健・生活支援その他の自立のための適切な支援をうけられるよう必要な施策を講じなければならない」という内容が加えられました。

障がい者の医療体制を整備・充実し、疾病の早期発見・早期治療に努めるなど保健施策を充実し、障がい者の健康について総合的な増進を図ります。

特に精神障がい者は障がい固定していないという障がい特性から、保健・医療面の支援がより重要になります。

### 施策3 保健・医療サービスの充実

#### 課題1 保健サービスの充実

障がいを持って健康で暮らせるように、障がい者への健康づくりをすすめていきます。健康についての正しい知識の普及を図ります。障がいのある方やその家族からの各種相談に応じ、助言・指導および関係機関への連絡・紹介等を行うことにより、障がい者が地域において安心して生活できるよう支援します。

#### ◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
3-1-1	健康関連情報提供の充実 (障がい福祉課・保健予防課)	健康についての正しい知識の普及を行う。障がいや疾病に伴う健康へのリスクを理解できるようにして、自立と社会参加をすすめる。
3-1-2	福祉施設への健康教育の実施 (保健総合センター・障がい福祉センター)	区内の通所訓練施設などの福祉施設において、本人向けおよび職員、家族向けに専門職が健康教育を実施し、生活習慣病や感染症等の予防に努める。
3-1-3	保健福祉相談・関係機関連絡 (障がい福祉課・保健予防課・保健総合センター)	当事者・家族・地域の人が安心して暮らせるように、予防・受診から社会復帰まで総合的に援助・相談を行う。

3-1-4	精神障がい者デイケア (保健総合センター)	思春期の問題や精神障がいを抱える人がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、生活訓練の場としてデイケア事業を実施している。
3-1-5	ねたきり予防事業 (保健総合センター)	高齢者や在宅の障がい者が定期的に身近な施設に集まり、仲間と楽しく転倒予防体操や交流学習等を行うことで寝たきりや認知症を予防する。
3-1-6	アルコール関連相談 (保健総合センター)	アルコール依存症の当事者や家族の回復を促進するため、相談を実施する。

### 施策3 保健・医療サービスの充実

#### 課題2 医療サービスの充実

障がい者の疾病の早期発見・早期治療につとめます。医療体制を整備・充実し障がい者の健康について総合的な増進を図ります。また、地域の医療・福祉機関と連携を図り保健指導を充実します。

#### ◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
3-2-1	かかりつけ医 (衛生管理課・保健予防課)	地域医療を推進するとともに、健康相談や早期治療ができるように相談・情報提供を行う。
3-2-2	障がい者(児)歯科 診療体制の整備 (健康づくり課)	一般の診療所で受診することが困難な障がい児に対して、身近なところで歯科診療を実施し、口腔状態の改善を図る。
3-2-3	自立支援医療(精神 科通院) (保健予防課)	精神障がい者の通院医療費を助成し、医療費の軽減を図ることで、長期にわたる治療の継続を支援し、疾病の悪化を防ぐ。
3-2-4	精神保健相談・うつ相 談・思春期相談の充実 (保健総合センター)	こころの健康問題や不登校・ひきこもりなど思春期関連の相談について専門医による相談的助言や指導を行う。
3-2-5	地域精神ケア会議 (保健総合センター)	地域における複雑困難事例等について、関係機関が連携して課題解決を図ることを目的に精神科専門医師のもとに検討会を実施する。

課題3 保健・医療サービスを支えるネットワークづくり

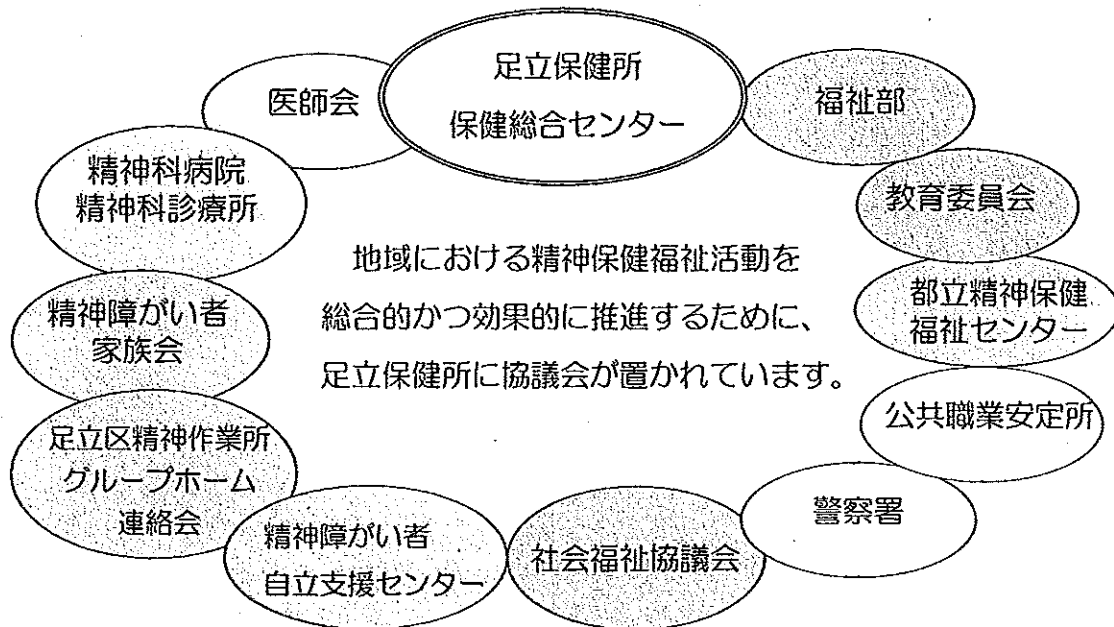
入院医療中心から、地域における保健・医療・福祉を中心とした施策を推進するため、関係者間の交流を図り、ネットワークを構築します。

◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
3-3-1	精神障がい者社会復帰施設への支援 (保健予防課・保健総合センター)	民間の精神障がい者通所訓練施設・グループホーム等の運営主体に対し、専門的立場から運営支援を行う。
3-3-2	精神障がい者家族会の支援 (保健予防課・保健総合センター)	障がい者の家族に対して障がい特性や社会復帰についての学習の機会を設け、家族全体の健康づくりをすすめる。
3-3-3	足立区地域精神保健福祉連絡協議会 (保健予防課)	地域精神福祉活動を効果的に推進するため、関連機関の連携・調査・提言等により、地域精神保健福祉活動の計画の策定について協議する。
3-3-4	精神保健福祉情報ネットワーク連絡会 (保健予防課・保健総合センター)	関係機関が精神保健福祉について情報交換を行い、ネットワークにより協力して活動し、障がい者の多様なニーズに身近な地域で対応できるようにする。
3-3-5	アルコールネットワーク連絡会 (保健予防課・保健総合センター)	アルコール関連問題事例を関係機関と協働し解決するとともに、職員の技能向上および関係機関との連携強化を図ることを目的にネットワーク連絡会を実施している。また、アルコール依存症にとどまらず、広く薬物等の依存問題に対する啓発・相談活動を検討する。
3-3-6	通所施設を支える医療ネットワークへの支援 (障がい福祉課・保健予防課)	通所施設利用者の重度障がい者が増えており、通所施設においても医療面での支援が重要になっている。施設内での医療的なケアを支えていくため、通所施設と医療機関とのネットワーク構築を図っていく。

## 足立区地域精神保健福祉連絡協議会のイメージ

精神障がい者を支えるために、様々な機関とのネットワークづくりを推進しています。



# 4

## 地域居住の場の確保

### ■施策の方向■

障がい者が地域で生活をしていくためには、障がい者の生活様式に配慮された住宅を整備することが必要です。重度の障がい者でも、少人数で家庭的な雰囲気の中で、必要な援助を受けながら安心して地域で生活できるよう、グループホームなどの多様なケア付き住宅等の整備に取り組みます。

### 施策4 地域居住の場の確保

#### 課題1 グループホーム等の整備

#### 重点課題

国の方針に基づき、足立区においても入所施設からの地域移行を積極的に進めています。この地域移行を進めるには、通所施設における有効な訓練と合わせて障がい者の住まいの場としてのグループホーム等の整備が不可欠です。

障がい者が地域で自立した生活ができるよう、地域居住の場としてのグループホーム・ケアホームの整備については、設立主体となる社会福祉法人やNPO等に積極的に情報提供を行い支援します。今後需要が多くなると予想されるグループホーム等の整備について重点的に取り組みます。

#### ◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
4-1-1	身体障がい者福祉ホームの運営 (障がい福祉課)	身体障がい者の地域生活を支えるための身体障がい者福祉ホームを、大谷田障がい福祉施設内で運営する。
4-1-2	知的・身体・精神障がい者グループホーム・ケアホームの設置促進 (障がい福祉課)	区内社会福祉法人等によるグループホームやケアホームの設置について、各種情報提供等の支援を行う。

課題2 公共住宅の整備と地域居住支援

公共住宅の供給主体に対して、住宅のバリアフリー化や優先入居等を要請するなど、障がい者が利用しやすく、地域生活を営みやすい住居の確保に取り組んでいきます。

◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
4-2-1	バリアフリー仕様の都営住宅の建設促進(都) (障がい福祉課)	都営住宅等の建て替え時に、車いす利用者などの身体障がい者が利用しやすい住宅建設の促進を、東京都へ働きかける。
4-2-2	既存公共住宅の整備の改善促進 (障がい福祉課)	高齢者や障がい者のために、スロープや手すりの整備(バリアフリー化)やエレベーターの設置など改善を促進する。
4-2-3	入居への優遇制度の充実(都、公社、UR) (住宅・都市計画課、障がい福祉課)	募集に際して、障がいの程度や住宅困窮度に応じた優遇制度を充実するよう、都、公社、URに要請する。
4-2-4	生活しやすい区営住宅の供給促進 (住宅・都市計画課)	区営住宅の建て替えや改修の際に、エレベーター設置を検討するなど、障がい者に配慮した生活しやすい区営住宅の整備を促進する。
4-2-5	住宅改修の支援 (福祉事務所)	身体障がい者の在宅生活が可能となるよう、必要な住宅設備改造費を助成する。
4-2-6	障がい者への住宅紹介事業の検討 (障がい福祉課・障がい福祉センター)	地域への居住を希望する障がい者へ、適切な住宅に係る情報提供を行う体制について検討する。

## 障がい児療育・支援体制の整備

### ■施策の方向■

障がい者が地域における自立した生活を実現するためには、乳幼児期から、学齢期・青年期に至る成長過程で、地域や社会で生きる力を獲得していくための援助を、適切かつ継続的に行うことが大切です。そのため、できるだけ早い時期から、一人ひとりの障がい児とその保護者に対する相談と支援の場を整備します。また、発達障がい等の障がい児の支援を強化していきます。

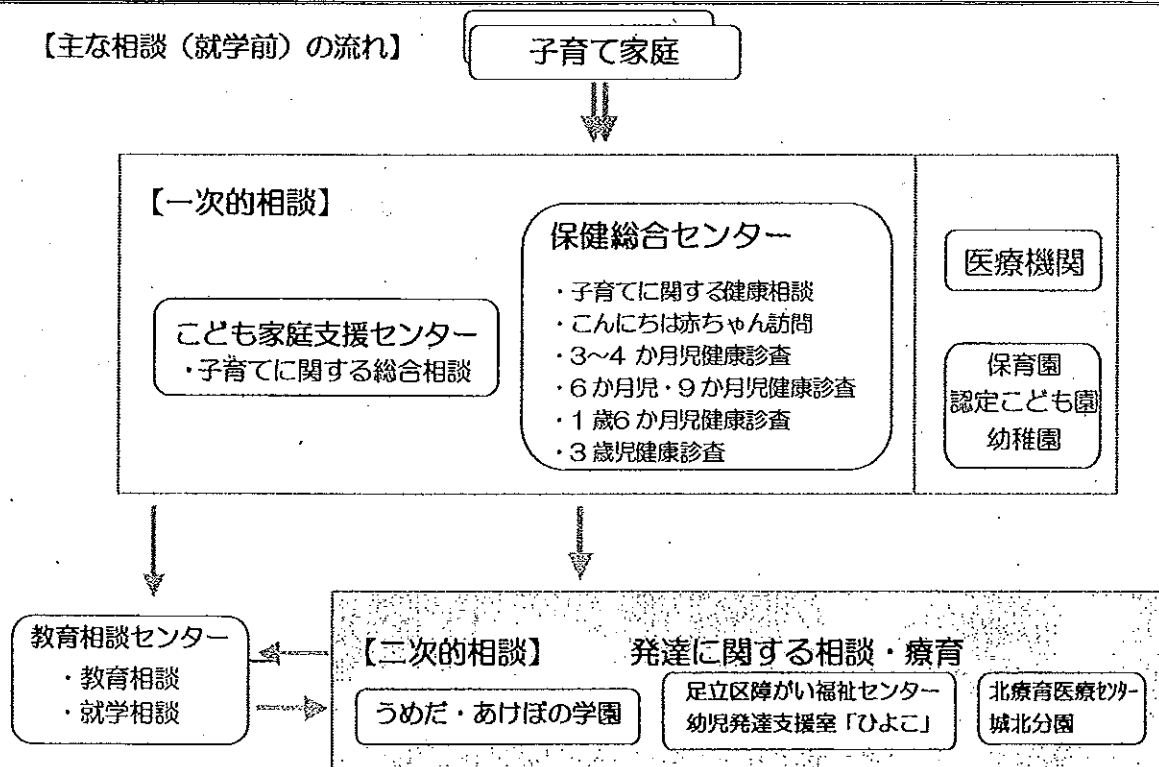
障がい児の社会的自立を促進するため、同世代の子どもたちとの交流の機会を保障するとともに、教育・保健・福祉のみならず、保護者の就業保障の観点も含み、各分野の連携を密にしながら、障がい児とその家族を支援する体制の整備に努めます。

### 施策5 障がい児療育・支援体制の整備

#### 課題1 早期発見・相談体制の充実

様々な健康診査や気づきのしくみ等を通じて、障がい（発達障がいを含む）や発達に遅れのある子どもを早期に発見し、乳幼児期の健やかな成長を促す体制を整備します。また、すべての子育て家庭が、安心して、楽しく子育てができるよう、気軽に相談できる子育て相談から、言語・心理等発達に関する専門相談まで、子育て支援に係る相談体制を充実します。

#### 【主な相談（就学前）の流れ】





◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
5-1-1	乳幼児健康診査 (保健総合センター)	乳幼児健康診査(3~4か月児、6か月児・9か月児、1歳6か月児、3歳児)を充実し発達の相談や障がいの早期発見と早期療育を図る。
5-1-2	母子健康教育・健康診査の充実 (保健総合センター)	思春期や母親学級での健康教育や、妊産婦健診等母体の健康管理により障がいの予防に取り組む。
5-1-3	先天性代謝異常検査 (保健予防課)	疾病の早期発見を行い、早期に適切な対応を行う。
5-1-4	こんにちは赤ちゃん訪問事業 (保健総合センター)	保健師、助産師が乳児及びその保護者への訪問を行い、発育・発達の相談に応じ、母子の健康保持・向上をすすめる。
5-1-5	乳幼児経過観察健康診査 (保健総合センター)	健康診査及び訪問・相談などから、経過観察が必要とされた乳幼児に、定期的な健診や専門相談(医師、心理相談員等)を行い、成長・発達の支援と異常の早期発見をすすめる。
5-1-6	早期発見(気づき)のしくみ (障がい福祉センター・保育課・子ども家庭課)	4歳児を対象に気づきのチェック表(保育の場面用・保護者用)を記入する。チェック表をもとに、専門家チームが保育現場にて行動観察を行う。結果を委員会で審議し、保護者に気づきを促し、就学を見据えた早期支援につなげる。
5-1-7	発達支援グループ (保健総合センター)	乳幼児経過観察健康診査後の要観察児を対象にグループ支援を行う。
5-1-8	子育て相談 (こども家庭支援センター)	こども家庭支援センター等で行う区民が気軽に利用できる子育てに関する相談を実施する。また、保育園・保健総合センター、障がい福祉センター、児童相談所等と連携し、総合相談を充実していく。
5-1-9	障がい児療育・発達に関する相談 (障がい福祉センター・障がい福祉課)	乳幼児期から18歳までの発達段階に応じた療育相談及び、発達に関する相談を行う。障がい児(発達障がいを含む)や発達に遅れのある子どもとその家族に対して、心理・言語等の発達支援と家族支援を強化する。同様の事業を行う北療育医療センター城北分園(都立)、うめだ・あけぼの学園(民間)との連携も図る。
5-1-10	発達相談等子育て相談 (保育課・子ども家庭課)	育児に関する不安を解消するため、保育所の専門機能を活用し、子育て相談を実施する。

5-1-11	個別支援体制の充実 (保育課・子ども家庭課)	保護者の協力のもと子どもの姿を客観的に捉えて細やかな保育を実施する。また、子どもの状態に応じて関係機関と連携してスムーズな支援に繋げる。
5-1-12	教育相談・支援 (教育相談センター)	障がい児の状況や発達段階に応じた教育相談や進路相談などの相談体制を整備する。

## 施策5 早期療育・保育機能の充実

### 課題2 早期療育・保育機能の充実

身近なところで、適切な支援を受けられる体制を整備します。発達支援コーディネーターの育成や、系統だった研修を行うことで、保育園等における障がい児の受入を促進し、支援内容の充実を図ります。また、保育園や幼稚園等へ専門職を派遣することで、子どもの指導方法のレベルアップやスムーズなクラス運営を促します。さらに保育園や子育て不安を解消するため、療育機関や保育園等の専門性ある機能を活用し、子育て支援をさらに展開します。

#### ◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
5-2-1	専門職派遣 (障がい福祉センター)	保育園(認可外含む)、幼稚園、認定こども園、保健総合センター等の区内の機関に対して専門職を派遣し、障がい児(発達障がいを含む)にかかわる職員の支援技術の向上を図る。
5-2-2	就学前早期療育 (障がい福祉センター)	障がい児(発達障がいを含む)や発育に遅れのある子どもとその家族に対して療育相談を行い、必要に応じて児童発達支援センター事業・児童発達支援事業・外来個別指導事業を提供する。 専門的な療育支援施設である北療育医療センター城北分園(都立)、うめだ・あけぼの学園(民間)や児童発達支援事業所においても実施しており各事業所と連携し支援を強化する。
5-2-3	保育園・認定こども園 (保育課・子ども家庭課)	多様な保育需要に対応するため、乳児、障がい児、延長保育などの実施と幼児教育の充実を図る。私立保育園には人件費を補助する。

5-2-4	発達支援コーディネーターの設置 (保育課・子ども家庭課)	障がい福祉センターと連携して研修を実施し、発達に課題を抱える子どもたち一人ひとりの保育的ニーズに応じた支援を保育園内外の関係機関、関係者間の協力、ネットワークによって実現するために発達支援コーディネーターを育成し、各保育園に設置する。
5-2-5	保育所等訪問支援 (障がい福祉センター)	現在保育所等を利用中の障がい児（発達障がい児を含む）、または今後利用する予定の障がい児（発達障がい児を含む）が、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に保育園等を訪問し、集団生活への適応のための専門的支援を行い、保育所等の安定した利用を促進する。
5-2-6	専門研修・出張学習会 (障がい福祉センター)	地域の支援の場である区内幼稚園、保育園（認可外含む）、小学校等の職員を対象に専門研修を実施する。また、園や学校を単位とした出張学習会を行う。
5-2-7	認可保育園・認定こども園巡回支援 (保育課・子ども家庭課・障がい福祉センター)	定期的に専門職（主に心理士）が認可保育園等を巡回し、障がい児（発達障がいを含む）・気になる子に対する助言及び指導を行い統合保育の一助を担う。また、支援児認定のための巡回指導及び発達検査を実施する。
5-2-8	私立幼稚園巡回相談 (教育相談センター・障がい福祉センター)	発達障がいを含む特別な支援の必要な幼児が在籍する私立幼稚園に専門職（心理士）を派遣し、幼児の行動観察を通して、幼児の状況を丁寧に把握しながら、指導方法及びクラス運営方法についての助言を行う。

## 施策5 早期療育・保育機能の充実

### 課題3 学齢期の教育と生活の充実

特別支援教育の考え方にに基づき、障がいのある子どもたちが、地域社会で自立して生活していくことを目標に、就学前から中学校卒業後までの一貫した教育体制の構築をめざします。

また、放課後や夏休みなどの、学校外での生活を支援するための施策を充実します。障がい児を対象とした放課後等デイサービスの充実が必要となってきました。

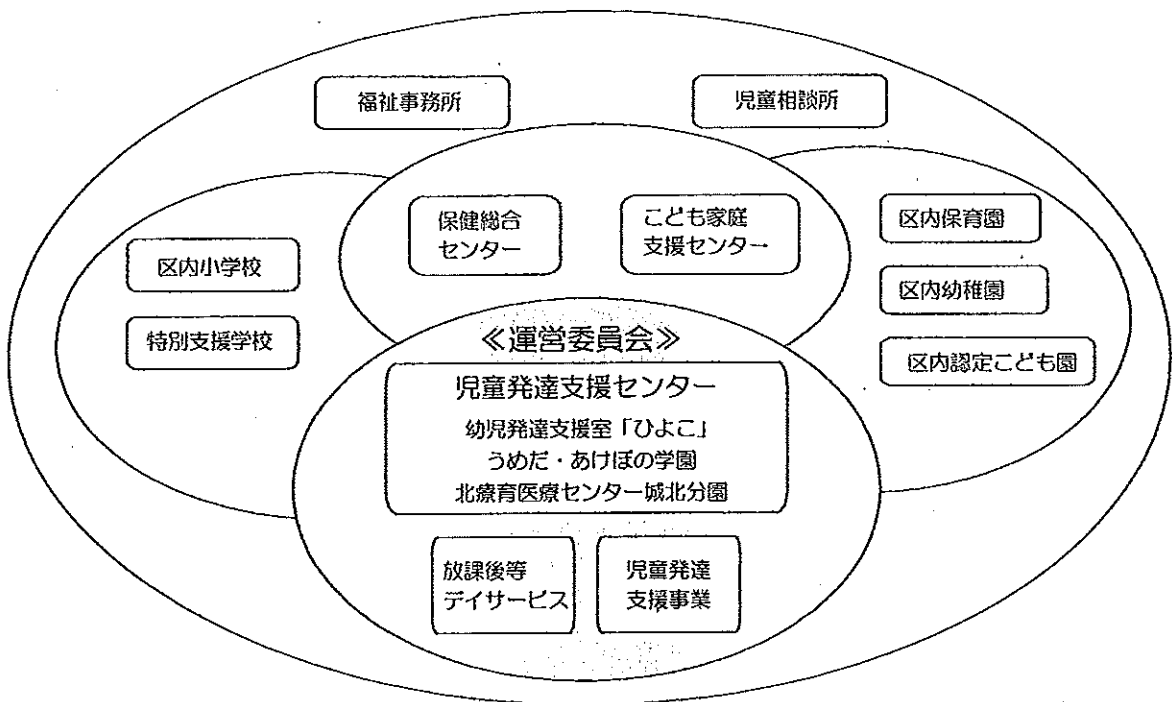
◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
5-3-1	放課後等デイサービス (障がい福祉課・福祉事務所)	学校通学中の障がい児（発達障がいを含む）に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児（発達障がい児を含む）の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する。 24年度目標 4カ所 29年度目標 8カ所
5-3-2	小中学校における教育体制の整備 (教育相談センター)	特別支援教育を推進するため、各小中学校に校内委員会の設置および特別支援教育コーディネーターの指名をすすめる。
5-3-3	都立特別支援学校との連携 (教育相談センター)	エリア・センター校となる南花畑特別支援学校等の特別支援学校と、小中学校とのパートナーシップにより、特別支援教育を推進する体制を構築する。
5-3-4	教職員研修体制の整備 (教育指導室)	これまで心身障がい教育とかかわりの薄かった教職員も含めて、計画的・体系的に研修体制を整備し、障がい児教育への理解啓発や資質の向上を図る。
5-3-5	特別支援教育コーディネーターの資質向上 (教育相談センター)	教育委員会が実施する研修会や、国や都の養成研修へ積極的に参加し、養成およびその資質の向上を図る。
5-3-6	学童保育の充実 (住区推進課)	集団保育可能な子で、父母の就労・病気・看護等により、放課後保育にかける障がい児等の受け入れを行う。
5-3-7	障がい児の日中活動の充実 (障がい福祉課)	障がい児の放課後や土日・夏休み等、学校外で活動する時間について、タイムケア等事業を支援する。NPO法人や任意団体・保護者グループ等を支援し、充実させる。
5-3-8	児童発達支援事業（児童発達支援センターを除く）の整備 (障がい福祉課・福祉事務所)	障がい児（発達障がいを含む）が地域で適切な支援を継続的に受けられる身近な療育の場である児童発達支援事業を整備する。

課題4 関係機関ネットワークの充実

障がい児や発達に遅れのある子どもとその家族が、地域で安心して生活していくために、地域に点在する社会資源の連携を強化することで、子育てへの不安解消や、問題の早期発見、ネットワークを活かした地域サポート体制を構築します。

【足立区発達支援機関連絡会ネットワーク イメージ図】



◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
5-4-1	<b>足立区発達支援機関連絡会</b> (障がい福祉センター・こども家庭支援センター・福祉事務所)	児童発達支援センター・児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所等と連絡会を開催し、地域における支援体制を確保する。また、児童発達支援センターが専門的支援のノウハウを広く提供することにより、身近な地域で障がい児（発達障がいを含む）とかかわる施設の質を確保する。 ※自立支援協議会の子ども部会に位置づける。

5-4-2	<b>特別支援教育連絡会</b> (教育相談センター)	LD等を含め障がいのある児童・生徒等の乳幼児期から学校卒業後への円滑な移行を図るため教育、保健、医療、福祉、労働等の連携に基づく相談支援体制を整備する。
5-4-3	<b>子育て健康支援ネットワーク連絡会</b> (保健総合センター)	地域の子育て支援をすすめるために、関係機関・団体・子育てアドバイザー等とのネットワーク連絡会を開き、連携を深め、情報交換・学習会・シンポジウム等を実施する。

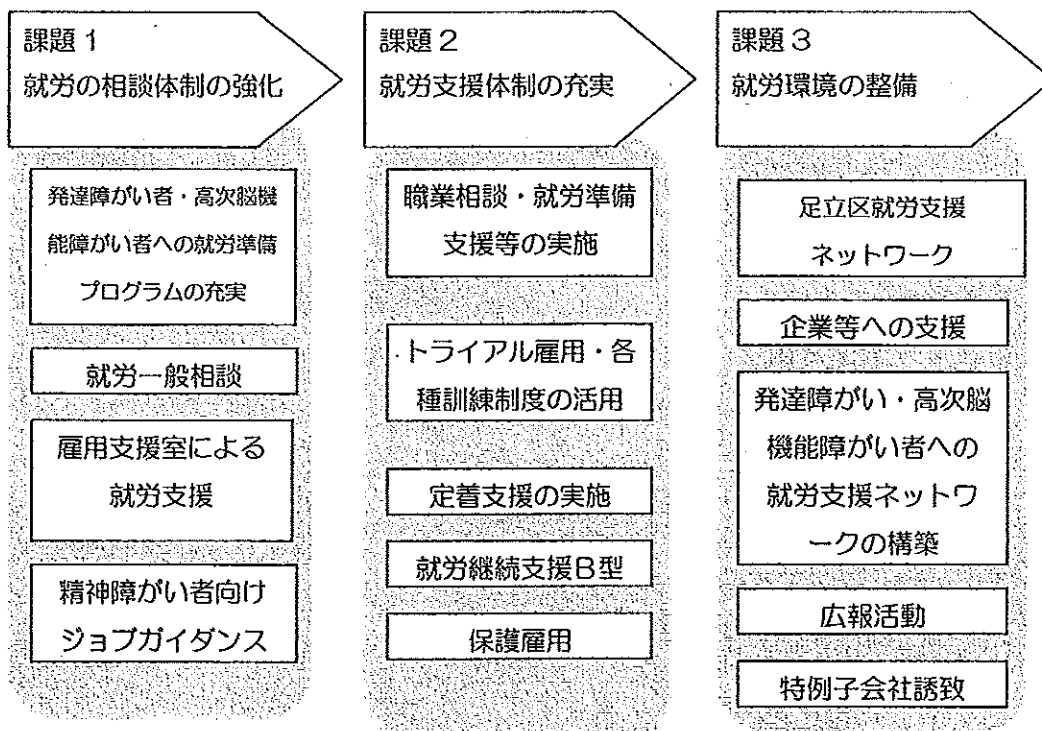
# 就労支援の充実と雇用促進

## ■施策の方向■

障がい者の就労意欲に応え、就労を通じて社会的役割を担いつつ、経済的な自立や社会的自立を促進していくため、就労相談、就労準備支援、訓練に加え、多様な就労の場の確保から職業定着支援まで、継続して行える就労支援体制を充実させることが重要です。

障がい福祉センターを中心とし、ハローワーク等と密接に連携した雇用支援のしくみが、効果的に機能するよう努めます。また、就労継続支援事業A型、B型の拡大などに積極的に取り組んでいきます。

図：就労支援の流れと課題



課題1 就労の相談体制の強化

障がい者の就労意欲に応え、働くことによる社会参加を促進していきます。そのためには、安心して働くことをめざせる支援が必要です。就労に向けての相談窓口を充実し、就労への課題を整理し、就労準備性を高めることが必要です。

◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
6-1-1	発達障がい者・高次脳機能障がい者への就労準備プログラムの充実 (障がい福祉センター)	雇用支援室において、就職準備活動コーナーを活用し、一人ひとりのニーズに合った就労準備活動を支援する。
6-1-2	就労一般相談 (福祉事務所・保健総合センター・障がい福祉センター)	知的障がい、身体障がいは福祉事務所、精神障がいは保健総合センターを相談窓口の中心とする。就労準備や就労定着など就労に関する相談については、障がい福祉センターと連携をとり支援にあたる。
6-1-3	雇用支援室による就労相談支援 (障がい福祉センター)	就労の相談に特化した窓口として相談機能の充実を図る。就労に向けての目標を専門評価等により明らかにし、必要な支援を行う。
6-1-4	精神障がい者向けジョブガイダンス (精神障がい者自立支援センター)	就職活動に必要な技能習得、実践練習、経験交流事業を実施する。



課題2 就労支援体制の充実

福祉的就労の場の充実に加え、就労に必要な知識の獲得の機会、能力の向上をめざした訓練や障がいがあっても安心して働ける就労支援体制の充実をはかります。

◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
6-2-1	雇用支援室における職業相談・就労準備支援等の実施 (障がい福祉センター)	求職相談者に対し、就労全般の相談に応じる。相談者の適性等を見極め、就職活動に関する情報提供、面接準備、面接同行、実習支援等を行う。
6-2-2	トライアル雇用・各種訓練制度の活用 (障がい福祉センター・障がい福祉課)	障がい者の就労にあたって、障がい者の職場適応をはかり事業主の不安感を無くすため、ハローワークと連携しトライアル雇用、ステップアップ雇用、委託訓練等の制度を活用する。
6-2-3	雇用支援室における定着支援の実施 (障がい福祉センター)	就労後の定着支援を行う。面談、電話、夜間開室によるグループセミナー、企業訪問など、働く障がい者および雇用した企業双方の支援をし、安心して働き続けることのできる環境を整備していく。福祉事務所、保健総合センターと連携をとり、企業、医療機関、権利擁護など必要な機関とのネットワークを構築し、定着を図る
6-2-4	就労継続支援B型事業 (障がい福祉課・保健予防課)	一般の事業所に雇用されることが困難な人に対して、就労の機会として障害者自立支援法に基づく就労の機会の提供と能力向上のための訓練を行う。また区は、業務の発注に努めていく。
6-2-5	保護雇用事業（Jステップ） (社会福祉協議会)	一般就労が直ちには困難な知的障がい者に対して、最低賃金を保障し働く機会とする。
6-2-6	就労継続支援A型事業 (障がい福祉課・保健予防課)	一般の事業所に雇用されることが困難な障がい者を対象に、雇用契約に基づき、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行う。区は、設立を検討する社会福祉法人や企業等への広報活動を行い、設置を支援していく。

課題3 就労環境の整備

重点課題

障がい者の就労支援は、就職させることだけが目標ではなくその後も安心してやりがいを持って働き続けられることをめざしています。そのためには、障がい者を受け入れる会社や事業所は、障がい者理解を深め、安心して障がい者を雇用できるよう就労環境の整備に重点的に取り組むことが必要です。障がい者がやりがいを持って働き続けることが、さらなる雇用を生み出すことにつながります。

◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
6-3-1	足立区就労支援ネットワーク (保健予防課・障がい福祉センター)	就労移行、就労継続支援A型、B型等の区内就労支援機関のネットワークの機能を強化し、就労支援の方法や情報の共有を図り、障がい者の就労支援を強化していく。 ※自立支援協議会の部会に位置づける。
6-3-2	企業等への支援 (障がい福祉センター)	ハローワークと連携し、障がい者の新規雇用や職域拡大を進めようとする企業の個別の相談に応じ、障がいへの理解や障がい者にふさわしい仕事の設定への助言など多面的に支援する。
6-3-3	発達障がい者・高次脳機能障がい者への就労支援のネットワークの構築 (保健予防課・障がい福祉センター)	福祉事務所、保健相談センターと連携をとり、企業、ハローワーク、医療機関、教育機関など必要な機関とのネットワークを構築し、就労や就労定着を図る。
6-3-4	広報活動 (障がい福祉課)	あだち広報等を活用し、働く障がい者と雇用企業を紹介し、働く障がい者に対する区民の理解と協力を深める。
6-3-5	特例子会社誘致 (障がい福祉課・保健予防課)	区内に特例子会社の誘致をすすめ、障がい者雇用を企業に働きかけていく。

## バリアフリー社会実現への基盤整備

### ■施策の方向■

すべての人が安全、安心、快適に暮らし続けることができるよう、利用しやすい施設の整備と次代を担う人材の育成により、ユニバーサルデザインの考えに立ったバリアフリー化を推進していく必要があります。また、災害発生時に安全に避難でき、その後も適切な支援が受けられる体制整備も重要です。

### 施策7 バリアフリー社会実現への基盤整備

#### 課題1 福祉のまちづくりの推進

ユニバーサルデザインの考えに立って、すべての人が安全で快適に暮らし続けることができるよう、道路、建築物、公共交通機関の整備等、福祉のまちづくりに積極的に取り組みます。また、多くの区民と福祉のまちづくりをすすめていくため、普及啓発活動の機会を増やしていきます。

※ユニバーサルデザインとは、障がいの有無、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って快適な環境をデザインすることです。

#### ◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
7-1-1	普及・啓発活動の充実 (障がい福祉課)	区民参加のまちづくりをめざし、広報紙・ポスターなどによりPRを充実し、ユニバーサルデザインを促進する。
7-1-2	福祉のまちあるき (障がい福祉課)	だれにでもやさしいまちづくりをすすめるために、障がい者団体等と協働してまちあるきを実施し、バリアフリー化を促進する。
7-1-3	思いやりのある公共施設づくりの促進 (住宅・都市計画課・開発指導課)	まちづくり推進条例に基づく「公共施設等整備基準」・「環境整備基準」により、高齢者・障がい者等に配慮した施設づくりを促進する。

7-1-4	歩行者系案内サインの整備 (障がい福祉課・住宅・都市計画課)	だれもが利用しやすい歩行者系案内サインとするため、サイン本体の表示形式、形状、地図情報の色彩や移動円滑化に関する情報に配慮しながら整備していく。
7-1-5	視覚障がい者誘導ブロック等、安全で快適な歩道環境の整備 (障がい福祉課・企画調整課)	鉄道駅から公共施設や福祉施設等までを結ぶルートについて、視覚障がい者誘導用ブロックを整備し、歩行空間のバリアフリー化を図る。
7-1-6	高齢者や障がい者にやさしい公園の整備 (公園整備課)	「あだち公園☆いきいきプラン」の基本方針「安全、つかいやすさをたかめる」に基づき、ユニバーサルデザインに配慮しながら、高齢者や車いす利用者にとって使いやすい出入口、トイレ等を整備する。
7-1-7	公共的民間建築物の整備促進 (障がい福祉課)	建築関係団体に対し、福祉のまちづくり条例の普及・啓発を図る。また、民間施設の設置者・管理者に対して、指導・助言を行う。
7-1-8	バス停留所改善整備の促進 (交通対策課)	障がい者等に配慮したバス停留所の施設改善・整備を事業者とともに促進する。
7-1-9	駅舎等の利用整備 (障がい福祉課)	高齢者や障がい者等の駅舎利用環境を整備するため、鉄道事業者や国・東京都等の関係機関と協力しながら、駅へのエレベーター設置等によるバリアフリー化を促進する。
7-1-10	高齢者等の外出支援 (交通対策課)	バス路線網を整備し、公共交通空白地域の解消を図ることにより、障がい者等の外出支援に努める。

## 施策7 パリアフリー社会実現への基盤整備

### 課題2 福祉人材の育成

複雑・高度化する障がい福祉のニーズに的確に対応できる人材が必要になっていきます。実践的で高い専門性を備えた福祉人材を育成するため、幼年期から高齢期までのライフステージにおいて、福祉意識を高める学習の機会を充実させ、次代を担う人材の育成に努めます。

また、次代の保健福祉を担う専門職員を育成・確保するため、啓発・普及活動に取り組むとともに、施設職員等の専門性の向上と多様なサービス供給主体の確保のため、積極的に支援策を行います。

◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
7-2-1	障がい者対応ヘルパーへの教育 (保健予防課)	ヘルパー資格取得者に対し、障がい者の特性をより一層理解するためのレベルアップ講座を行う。
7-2-2	実習受け入れ施設の確保 (障がい福祉課)	福祉教育や体験ボランティアなどを行う際、実習を受け入れる民間の障がい者施設を確保する。
7-2-3	体系的な職員研修体制の整備 (障がい福祉課)	都や関係機関と相互に連携し、体系的な職員研修体制を整備する。
7-2-4	社会福祉法人等への支援 (障がい福祉課)	障がい者福祉施設などを設置・運営している社会福祉法人等が、専門性を高められるような運営支援や人材育成支援を、多角的に実施する。
7-2-5	高次脳機能障がい者対応ヘルパーの育成 (障がい福祉センター)	高次脳機能障がい者の障がい特性に対応できるヘルパーを養成し『生活版ジョブコーチ』を推進していく。

施策7 バリアフリー社会実現への基盤整備

課題3 区民参加による地域福祉の推進

区民各層各世代に対して、社会福祉の理解と参加を促進することを目的に、ボランティア活動が継続的かつ自主的に展開されるように、活動の基盤となる人的・物理的諸条件の整備を社会福祉協議会や関係機関とともにすすめます。

◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
7-3-1	ボランティア入門講座の実施・ボランティアの育成 (社会福祉協議会)	ボランティア入門講座を実施し、広くボランティアの心を育てる。また、ボランティア講座やボランティアまつり等を実施しボランティアの育成をすすめていく。
7-3-2	ボランティアまつりの実施 (社会福祉協議会)	ボランティア相互や障がい者等との交流を深め、体験学習の場とするため、ボランティアまつりを実施する。

7-3-3	児童・生徒のボランティア活動への支援 (社会福祉協議会)	小・中・高等学校の児童・生徒向けに、福祉についての理解や福祉サービスの体験学習を支援する。
7-3-4	ボランティア登録の推進 (社会福祉協議会)	人材の確保とボランティア活動を促進するため、活動情報の提供・コーディネートの実等、ボランティア登録者の拡大を図る。
7-3-5	ボランティアリーダーの養成と活用 (社会福祉協議会)	ボランティアリーダーを養成し、各種講座等に派遣するなど、積極的な活用を図る。
7-3-6	ボランティア連合会への支援 (社会福祉協議会)	ボランティア連合会活動の活性化を図るため、会の運営、機関紙発行等について支援する。
7-3-7	精神保健福祉ボランティアの育成・支援 (保健予防課・精神障がい者自立支援センター)	精神保健福祉ボランティア、傾聴ボランティア、ピアカウンセラー等の育成・支援を行い、精神障がい者の地域生活支援体制の充実を図る。

## 施策7 バリアフリー社会実現への基盤整備

### 課題4 障がい者の防災体制の確立

足立区では障がい者の非常時の対応については、様々な取り組みを行ってまいりましたが、平成23年3月11日の大震災により、実践面での新たな課題が明らかになってきました。

障がい者への災害に関する情報の正確で迅速な伝達、また、避難所等での安定的な滞在のためのソフト、ハード両面での支援の拡充をめざします。

#### ◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
7-4-1	災害時の援助体制の整備 (災害対策課)	災害時に特に支援が必要となる障がい者に対して、災害時要援護者支援防災行動マニュアルを活用し、生命の安全と障がいに応じた適切な対応を確保する。また、第二次避難所の追加指定や備蓄物品の充実による避難所機能を強化するとともに、障がい者団体・ボランティア団体等と連携し、災害時の援助体制を整備する。

7-4-2	BCP（事業継続計画）の作成 (障がい福祉課)	大規模災害や新型インフルエンザ <sup>*</sup> 流行などの緊急時にも、障がい者施設に求められるサービス等の維持継続が必要になることから、各施設において実効性の高いBCP（事業継続計画）が策定できるよう支援する。
7-4-3	避難支援が必要な災害時要援護者の把握及び避難支援プラン作成の推進 (災害対策課)	障がい者本人に避難プラン作成についての了解を得ることを推進し、災害時要援護支援プランを拡充する。また、民生・児童委員の協力を得て3年ごとに支援プランの更新をしている。今後もプラン作成件数の増加をめざす。
7-4-4	Aメールへの登録推進 (障がい福祉課)	災害発生時に避難勧告などの防災情報をすばやく正確に入手できるよう、障がい者のAメール登録を各種広報により促す。
7-4-5	避難所における災害時要援護者への配慮の強化 (災害対策課)	障がい種別ごとに、日々の支援内容も異なるのと同様に、避難所における対応も多様である。それぞれの障がい種別の方に適切な対応ができるよう、空間の確保、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー等の配置に努める。
7-4-6	障がい者用物品供給の協定締結の推進 (災害対策課)	足立区では低タンパク米等障がい者用の備蓄をすすめている。また、医療用酸素、ストーマ用具等で、非常時の物品供給について協定を結んでいる。今後も各障がい者にとって必要不可欠と判断される物品については、事業者等と協定を結び、非常時の物品の安定供給に努めていく。
7-4-7	避難所等での障がい者への対応の強化 (災害対策課)	避難所等で、障がいのない区民と一緒に滞在する障がい者への配慮に関する広報を強化し、障がいの有無にかかわらず、ともに安定的に避難所等に滞在できる体制をめざす。

## 施策7 バリアフリー社会実現への基盤整備

### 課題5 選挙等における環境整備

選挙は民主主義の根幹をなすものであり、主権者としての意見を政治に反映させることの出来る最大の機会です。障がいの有無にかかわらず、すべての有権者が自分の意思で投票に参加できるようにするため、情報提供や投票所の環境整備をすすめていきます。

◆個別事業◆

事業番号	事業名(所管課)	事業内容
7-5-1	選挙公報の音声版等の作成 (選挙管理委員会事務局)	区議会議員選挙および区長選挙においては、選挙公報の音声版を作製するとともに、選挙公報をホームページへ掲載し、選挙人への情報提供を図る。
7-5-2	投票所におけるバリアフリー化の推進 (選挙管理委員会事務局)	投票所施設において、建物の改修時に常設スロープの整備や、仮設スロープの設置により、敷地内の導線上の段差解消に適時対応する。また、期日前投票所及び当日投票所に、点字版の立候補者氏名等一覧を備え、候補者の情報提供を図るとともに、車いす、文鎮、拡大鏡、点字器等々を準備し、バリアフリー化を推進する。
7-5-3	投票所入場整理券への点字シールの貼付 (選挙管理委員会事務局)	希望者に投票所入場整理券であることが分る点字シールを封筒へ貼付し、識別対応を図る。